

土 木 環 境 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成26年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成26年7月9日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 環 境 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成26年 7 月 9 日 水曜日
開 会 午前11時34分
散 会 午後 6 時 5 分

場 所

第 3 委員会室

議 題

- 1 乙第 4 号議案 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 2 陳情平成24年第76号、同第91号、同第92号、同第94号、同第95号、同第97号、同第109号、同第127号、同第140号の 4、同第158号の 2、同第159号、同第162号の 2、同第167号、同第171号、同第199号、同第205号、陳情平成25年第 2 号、同第 7 号、同第12号、同第14号、同第16号、同第17号、同第19号、同第34号、同第45号、同第48号、同第50号の 4、同第60号、同第69号、同第72号、同第73号、同第84号、同第85号、同第95号、同第98号、同第102号の 2、同第103号、同第104号の 4、同第108号の 2、同第122号、同第123号、同第132号、同第133号、同第148号、陳情第12号、第15号、第17号の 2、第18号、第38号、第42号の 4、第44号、第47号及び第55号
- 3 閉会中継続審査（調査）について
- 4 視察調査日程について

出 席 委 員

委員	長	新垣	良俊	君
副委員	長	仲宗根	悟	君
委員		具志堅	透	君
委員		中川	京貴	君
委員		浦崎	唯昭	君
委員		新里	米吉	君
委員		新垣	清涼	君
委員		奥平	一夫	君
委員		金城	勉	君
委員		嘉陽	宗儀	君
委員		新垣	安弘	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環境部	長	當間	秀史	君
環境整備課	長	比嘉	隆	君
自然保護・緑化推進課	長	謝名堂	聡	君
土木建築部	長	當銘	健一郎	君
土木整備統括監		末吉	幸満	君
道路街路課	長	上原	国定	君
道路管理課	長	嶺井	秋夫	君
河川課	長	上江洲	安俊	君
海岸防災課	長	赤崎	勉	君
港湾課	長	田原	武文	君
空港課	長	多嘉良	斉	君
都市計画・モノレール課	長	伊禮	年男	君
建築指導課	長	佐久川	尚	君

住 宅 課 長 嘉 川 陽 一 君
企 業 局 長 平 良 敏 昭 君

(開会前に、企業局長から台風8号の被害状況について報告があった。)

○新垣良俊委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第4号議案の条例議案1件、陳情平成24年第76号外52件、閉会中継続審査・調査について及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第4号議案沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企業局長の説明を求めます。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 それでは、平成26年第3回沖縄県議会（定例会）議案の14ページをお開きください。

乙第4号議案沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提出理由にありますとおり、職員が大学等の教育機関に修学する場合、勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる修学部分休業制度において、職員が当該休業を取得した際に、その勤務しない1時間当たりの給与額の減額の算定方法を改める等の必要があります。

また、地方公営企業法第38条第4項により、企業職員の給与の種類及び基準は条例で定めることとされ、給与の額、支給方法等の細目事項は管理者が規程で定めることができるとされていることから、今回の改正では、現行条例第18条第3項で定める勤務1時間当たりの給与額の具体的な算定方法を、管理者が定める勤務1時間当たりの給与額と基準を定める規定に改め、具体的な算定方法については別途管理規程で定める形に改めるものであります。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣良俊委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今、該当する職員は何名ぐらいいますか。

○平良敏昭企業局長 該当する職員は今のところございません。

○嘉陽宗儀委員 該当する職員はいないけれども、今回どうしても改正しなければいけない特別な理由は何ですか。

○平良敏昭企業局長 人事委員会で年間の総時間数、この2010時間を1875時間30分と改め—これは勤務時間1時間当たりの残業手当やいろいろなところに影響しますし、これは職員がいついつどのような機会を求めてくるのかわかりませんので、早目に改正することが必要だということです。特に職員がもしそのような大学等に行って自己の能力といいますか、そういうものを高めようという場合に即応しなければなりませんので、そういう考え方をすると早目にやる必要があるとこのように考えております。

○嘉陽宗儀委員 これは就学をして、例えば大卒の資格を取るとか、研修によってそのような資格を取った場合に給与に反映されますか。

○平良敏昭企業局長 どのような形態の資格を取るのか、高卒が大卒になるのか、その辺によっていろいろ給与の算定の仕方が違ってくるとは思いますけれども、個々のケースを見ないと今のところ何とも申し上げようがありません。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 今はとにかく該当者はいないけれども、将来該当者が出る場合に大切な条例になるということですが、この給与は当然人事委員会で決められた給与表、昇級の仕方があるわけで、それからいきますと高卒の人が大卒の資格を取得すれば、それは給与に反映されるような仕組みになっていると思う

ので、それは内容によって違う一高卒が大学でそのまま勉強してきただけなのか、あるいは大学院を出るのか、高卒が大卒の資格を取るのかによっては給与に影響が出るということを発表していますよね。

○平良敏昭企業局長 修学の仕方が給与の算定に該当するものかどうかによっていろいろ違ってくると思いますので、人事委員会が定める給与の算定の仕方、この辺に該当する場合は当然そのように扱うものと理解しております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、企業局関係の陳情平成24年第158号の2の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、本陳情は継続の陳情でありますので、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続1件となっております。

陳情平成24年第158号の2平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の記の6、工業用水料金の全国水準並みの料金設定につきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ。土木建築部長から台風8号の被害状況について報告があった。)

午前11時54分 休憩

午後1時22分 再開

○新垣良俊委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、土木建築部関係の陳情平成24年第94号外36件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります資料1、請願・陳情に関する説明資料により順次御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

変更部分には、下線を引いております。

6ページの陳情平成24年第140号の4、美ぎ島美しや（先島）圏域の振興発展に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

「平成24年度に基礎調査を行い、平成25年度に基本構想を策定する予定であります。」から「平成25年度から基本構想の策定を進めており、広域公園に求められる機能の整理、公園のテーマや建設位置の検討を行っているところであります。引き続き平成26年度は基本構想を踏まえ、機能によるゾーニング、施設規模・配置の設定、概算工事費の算出等、事業計画の方針となる基本計画を策定する予定であります。」に変更しております。

7ページの陳情平成24年第158号の2、平成24年度中城湾港(新港地区)振興

に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

8 ページをお開きください。

記の4については、「平成25年度」から「平成26年度」に変更しております。

記の5については、「現在、3棟目の上屋整備に取り組んでおります。」から「平成26年度、西埠頭に3棟目の上屋の工事に着手する予定であります。」に変更しております。

記の7については、「平成25年9月に国が策定した港湾の津波避難対策に関するガイドラインに沿って検討していきたいと考えております。」から「平成26年度、中城湾港（新港地区）における防災計画を策定することとしております。」に変更しております。

9 ページの陳情平成24年第159号、沖縄赤瓦の使用促進に係る助成金制度の創設に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

「また、沖縄らしい風景づくり推進事業の中では、良好な景観の形成に係る技術の研究開発等を行う予定で、沖縄赤瓦も含めた景観素材の品質や工法などの技術研究開発の実施計画を策定することとしております。」から「また、沖縄らしい風景づくり推進事業の中では、良好な景観の形成に係る技術の研究開発等に取り組んでいるところであり、沖縄赤瓦も含めた景観素材の品質や工法などの技術研究開発の実施計画を策定しております。今後は、赤瓦等の技術研究開発に取り組んでいきたいと考えております。」に変更しております。

14ページの陳情平成25年第7号、玉城那覇自転車道の早期整備及び市道整備が重複する路線の早期整備を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

「平成24年度末の進捗率は、65.7%となっております。」から「平成25年度末の進捗率は、66.5%となっております。」に変更し、「平成26年度の完成供用」から「平成29年度の完成供用」に変更しております。

21ページの陳情平成25年第50号の4、平成25年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の6については、「平成25年度に護岸整備が完了する予定です。」から「平成25年度に護岸整備が完了したところです。」に変更し、「早期事業化に向けて取り組んでいるところです。」から「平成26年度に事業着手したところです。」に変更しております。

記の7については、「福地川の除草については、実施に向け検討していきたいと考えております。」から「福地川については、平成25年度に一部区域の除草を実施したところでありまして。」に変更しております。

22ページ、記の13については、「平成25年度から必要な調査を行い」から「平成26年度は、夏場の船体動揺観測、静穏度調査を行い」に変更しております。

記の15の（1）については、「今後、新造船の導入が予定されていることから、新造船の構造を確認し、接岸に支障があればさらなる対策を検討していきたいと考えております。」から「また、新しい定期船に対応するため、平成25年度に乗降タラップ位置のエプロンかさ上げの範囲の拡大を行っております。今後とも接岸に支障があれば、必要な対策を行いたいと考えております。」に変更しております。

23ページ、記の16については、「解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。」から「解決すべき課題が多いことが、明らかとなっております。今後、伊是名村、伊平屋村と連携しながら、課題克服の可能性について、研究していきたいと考えております。」に変更しております。

24ページ、記の21については、「空港の夜間照明については、航空法の規定により、夜間着陸を行う空港において整備することになっております。南北大東空港については、8時から18時までの昼間の着陸用空港として運用していることから、滑走路灯及び滑走路中心線灯の整備は行っておりません。南北大東空港における夜間急患輸送の安全性を高めるため、平成21年度に既存ランタンの高質化及び増設による改善が図られておりますが、自衛隊や南北大東村から、より効率的で安全な施設整備を求める要望があります。そのため、急患輸送に必要な夜間照明施設について、関係機関と調整を行い、早期整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。」から「急患搬送に必要な夜間照明施設の整備について、平成26年度より取り組んでいきます。」に変更しております。

記の25については、「昨年度」を「平成24年度」に変更し、また、「宮古空港は旅客機能を分担し、下地島空港は訓練や試験機等の機能を分担することなどが提案されました。県としては、この提案を参考としながら、両空港の今後の利活用について、関係部局と連携し、より具体的な検討を行いたいと考えております。」から「旅客機能は宮古空港に分担することが提案され、現在、宮古空港へのC I Q施設整備に取り組んでおります。下地島空港については、新たな利活用を検討するため、平成26年度は下地島空港及び周辺用地を利活用したいという事業者からの提案を国内外から募るとともに、有識者等で構成する委員会を設置し、周辺の用地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討を行うことにしております。」に変更しております。

25ページ、記の31の（1）については、「平成26年度の完成供用を予定していますが、可能な限り工期の短縮を図り、早期の完成供用に向け取り組んでい

るところであります。」から「平成27年1月の供用に向け整備を推進しているところあります。」に変更しております。

(2)については、「平成26年度」から「平成27年1月」に変更しております。

記の32の(2)については、「離島の港を中心に整備要望が出されていることから、平成25年度から計画的に照明灯の整備を進めていきたいと考えております。」から「平成26年4月に工事に着手しております。」に変更しております。

26ページ、記の33の(1)については、「早期整備を目指し取り組んでおります。」から「平成26年度から航路拡幅工事に着手しております。」に変更し、(2)については、「航路拡幅による効果を検証し撤去の必要性について検討していきたいと考えております。」から「平成26年度事業化しており、航路拡幅工事に合わせて実施しております。」に変更しております。

記の38については、「進めていきたいと考えております。」から「進めているところあります。」に変更しております。

27ページ、記の39の(2)については、「船浮港においては係留施設が不足しており、物揚げ場の増設整備の必要性があると認識しております。また、貨物の積みおろしのための船尾岸が未整備のため、荷役作業に支障が生じております。このため、物揚げ場の増設や船尾岸等については、早期整備を目指し取り組んでおります。」から「船浮港における物揚げ場の増設や船尾岸等の整備については、平成26年度から事業に着手しております。」に変更しております。

29ページの陳情平成25年第69号、急傾斜地崩壊危険区域の補修、補強工事に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

「今後とも糸満市と連携し必要な対策工事を行っていきたいと考えております。」から「平成26年度も調査を実施し、糸満市と連携しながら抜本的な対策を行っていきたいと考えております。」に変更しております。

30ページの陳情平成25年第72号、南大東港（西地区・亀池地区・北地区）及び県道182号線の整備に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、「擁壁の崩壊、緑地の陥没、東屋の屋根瓦の剥離等の被害については、本年度において復旧工事を行ったところあります。」から「擁壁の崩壊、緑地の陥没等の被害については平成26年3月に復旧工事を終えています。なお、東屋の屋根瓦の剥離については、補修方法を検討し、平成26年度に復旧工事を行うことにしています。」に変更しております。

記の3については、「当該道路の状況については、平成24年度に現地調査を

行い、路面損傷等を確認しております。県としては、道路利用者の安全を確保するために、本年度において必要な予算措置を講じ補修工事を行うこととしております。」から「県道182号線については、平成26年度に整備を完了する予定であります。」に変更しております。

31ページの陳情平成25年第73号、安里川の擁壁に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

「安里川の当該箇所については、平成25年5月21日に県において現地確認を行い、河川護岸等のひび割れを確認しております。現在、護岸の定点観測や洗掘状況等の詳細調査を行っているところであり、その結果を踏まえ適切に対応していきたいと考えております。」から「安里川の当該箇所については、平成25年度に護岸の定点観測や洗掘状況等の調査を行ったところ、洗掘やひび割れが拡大するなどの兆候は確認されませんでした。しかし、ひび割れについては、今後、補修等の対策を講じたいと考えております。」に変更しております。

35ページの陳情平成25年第102号の2、法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、「本年度の公共工事の積算における10トンダンプ1日当たりの運転単価は約47,000円程度となっております」から「平成26年度において、公共工事の積算における10トンダンプ1日当たりの運転単価は約50,000円程度となっております」に変更し、「さらに、去る3月11日に生コン組合、ダンプ協議会、建設業協会、国、県の関係機関により協議を行い、問題点の共有や、解決に向けて協力する姿勢を確認したところであります。今後とも、関係機関と連携を図りながら」から「なお、平成26年3月11日と同年6月12日に、過積載問題の解決を図るため、生コン組合、ダンプ協議会、建設業協会、国、県の関係機関による協議を行ったところであります。今後とも、必要に応じ、会議の開催等呼びかけ」へ変更しております。

38ページの陳情平成25年第122号、古島団地住民の居住権を守り再開発を推進することに関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、「明け渡し裁判につきましては、既に司法の判断に委ねられていることから、県が関与することは控えるべきと考えております。」から「なお、1号棟の明け渡し訴訟について、平成26年2月に最高裁判所が住民の上告を棄却したことを受け、パークレー社が住民に対し和解金の上乗せの提案を行ったところ、平成26年6月時点で、全ての入居者と和解が成立していると聞いております。」に変更しております。

記の2については、「推進協議会につきましては、事業者が行う再開発事業

を円滑に推進するため、これまで平成21年度に4回開催されております。その後も、事業者であるパークレー社に対して推進協議会への参加を呼びかけてきましたが、古島団地自治会と係争中であることから、参加に応じてこなかった経緯があります。県としましては、裁判の推移を見守りながら、入居者と事業者の相互理解が図られるよう、引き続きパークレー社に対し、協議会への参加を打診していきたいと考えております。」から「推進協議会につきましては、明け渡し裁判についての和解が成立していることから、その役割は終了したものと考えております。」に変更しております。

39ページの陳情平成25年第132号、中城湾港新港地区の振興に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、「港湾機能の向上を図るため西埠頭から東埠頭までの港湾道路の整備に向け取り組んでおります」から「西埠頭から東埠頭までの港湾道路の整備については、平成26年度に整備を行うことにしております。」に変更しております。

記の3については、「検討」から「平成26年度から整備」に変更しております。

記の4については、「先島への実証実験に取り組んでおります。」から「平成26年度、先島の実証実験を実施することにしております。」に変更しております。

40ページの陳情平成25年第133号、平成25年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の2については、「先島への実証実験に取り組んでいるところであります。」から「平成26年度、先島の実証実験を実施することにしております。」に変更しております。

41ページの記の3については、「平成24年度に中城湾港（新港地区）において電力料金低減化等可能性調査事業を実施し、同地区への省エネ診断と電力使用の見える化システムやスマートグリッド及び自然エネルギーなどの導入について、その可能性を調査したところであり、調査結果を踏まえて事業化を検討しております。」から「平成24年度に中城湾港（新港地区）で実施した電力料金低減化等可能性調査事業の成果を踏まえるとともに、新たな知見に基づき、電力使用の見える化システムの導入やスマートグリッド化など、当該地域に適した電力料金低減化に係る手法を検討し、中城湾新港地区協議会や関係自治体、国及び電力会社等と調整を図りながら、事業施策の策定を行い、事業化に向けた支援に取り組むこととしております。」に変更しております。

記の4については、「平成25年9月に国が策定した港湾の津波避難対策に関するガイドラインに沿って検討していきたいと考えております」から「平成26年度、中城湾港(新港地区)における防災計画を策定することとしております。」に変更し、「防犯カメラの設置については、平成26年度から整備していきたいと考えております。」を追加しております。

42ページの陳情第12号、那覇港泊埠頭の乗船施設整備及び那覇港港湾機能再編計画の見直しに関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

43ページをごらんください。

記の5については、「平成26年度からの事業化を目指している」から「平成26年度から工事を実施していく」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情4件について御説明申し上げます。

44ページの陳情第42の4号、平成26年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、二級河川の維持管理については、氾濫等の危険性及び緊急性の高い箇所から、予算の範囲内において順次実施しております。福地川については、平成25年度に一部区間の除草を実施したところであります。有銘川については、今後、対応を検討していきたいと考えております。

記の2については、福地川の導流堤については、被覆石が移動している箇所が見受けられるものの、導流堤の機能は損なわれていないことから、今後、導流堤の状況を注視しながら、対応を検討していきたいと考えております。

記の3については、有銘川については、平成25年度から河川改修事業に着手し、既設護岸の天端かさ上げを実施することとしております。

記の4については、水納港については、港湾に隣接してビーチがあり、港湾施設の整備により養浜の移動が生じるおそれがあり、海水浴やキャンプ等水納島観光への影響が懸念されます。このため、水納島南西部地域への港湾位置変更も含め、本部町と連携し、環境に配慮しながら整備についての検討を行っていく考えであります。

記の5については、県が管理する港湾においては、船舶用の陸上電力供給施設は、受益者である船社側が独自に整備しております。運天港につきましても、他港と同様に港湾施設用地の使用許可など、条件整備に協力していきたいと考えております。

記の6の(1)については、那覇港管理組合は、現状においても岸壁背後の施設用地が狭いことから、とまりんからのボーディングブリッジを設置するとさらに手狭になるため、限られたスペースで整備が可能なのかなど、課題を整

理し、今後、関係者と協議を進めていくとのことであります。

記の6の(2)については、那覇港管理組合は、各船舶の運用方法、既存施設への設置方法、工事中の船舶の停泊場所等、課題を整理し関係者との協議を進めていくとのことであります。

記の6の(3)については、那覇港管理組合は、泊埠頭の水域が狭く現状でポンツーン(浮き栈橋)を設置すると、船舶の航路幅、回頭円等の課題があることから課題を整理し関係者との協議を進めていくとのことであります。

記の6の(4)については、那覇港管理組合は、陸電施設について、これまで大東海運株式会社、久米商船株式会社などの関係町村や民間船社において整備してきたため、今後、関係町村と対応を検討するとのことであります。

記の6の(5)については、那覇港管理組合は、とまりんから泊北岸の旅客待合所までの屋根付き歩道の整備について、平成26年度から工事を実施していくとのことであります。

記の6の(6)については、那覇港管理組合は、離島航路が位置する泊ふ頭について、陸域・水域とも狭く、埠頭用地拡幅の余地がないため、これ以上の船舶の大型化に対応できないことから、今後とも泊埠頭を拠点としていく場合の課題と対応について検討を行っていくとのことであります。現在、港湾計画の改訂を進めており、泊埠頭の機能再編計画についても関係機関の意見を踏まえながら検討していくとのことであります。

記の7については、慶留間港は、港内静穏度の向上について必要性があると認識しております。波除堤の設置については、座間味村と連携し、事業化を検討したいと考えております

記の8については、粟国空港については、老朽化した滑走路、駐機場(エプロン)の改良工事及びターミナルビルの改築工事を実施してまいります。

記の9については、粟国港は南及び南西方向からの波が港内に入ることによるうねり等が原因で運航率が低い状況にあります。そのため、平成23年度から波浪観測等を実施しており、引き続き、シミュレーション等を実施し、現港湾内の静穏度向上対策を検討していきたいと考えております。

記の10については、現在、北大東村では南大東漁港(北大東地区)が整備中であり、このような状況を踏まえ、北地区の小型船だまりのさらなる整備については、その必要性について検討していきたいと考えております。

記の11については、宮古空港の駐機場については、今後の航空会社の動向やチャーター便の需要を注視し対応していきたいと考えています。宮古空港の国際線ターミナルにつきましては、現在、宮古島市や関係機関で構成する連絡会議において、税関・出入国・検疫施設や待合所などの規模や配置計画を検討し

ているところであり、平成26年度はC I Qの実施設計を行い、平成27年度に工事に着手して、供用開始できるように取り組んでまいります。

記の12については、下地島空港については、シミュレーターの発達により実機訓練が激減している現状があることから、パイロット訓練専用空港としての役割を終えつつあると考えております。県としては、下地島空港の新たな利活用を検討するため、平成26年度は、下地島空港及び周辺用地を利活用したいという事業者からの提案を国内外から募るとともに、有識者等で構成する委員会を設置し、周辺の土地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討を行うことにしております。

記の13については、県は、地元宮古島市からの下地島空港存続要請、R A C等の訓練計画、空港関連の地元雇用への影響などを考慮し、平成26年度は維持管理費の一部に一般財源を繰り入れ、空港を管理運営しているところであります。県としては、下地島空港の新たな利活用を検討するため、平成26年度は、下地島空港及び周辺用地を利活用したいという事業者からの提案を国内外から募るとともに、有識者等で構成する委員会を設置し、周辺の土地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討を行うことにしております。

記の14については、当該道路につきましては、多良間村が市町村道事業により平成27年度から整備着手する予定となっております。県としましては、円滑な事業促進に向けて必要な助言・指導を行っていきたいと考えております。

記の15については、県道白浜南風見線は、西表島西部の白浜を起点とし、東部の豊原に至る、延長約53kmの道路であります。終点の豊原から南風見田海岸まで延長整備することについては、将来の土地利用や地域開発等を踏まえる必要があることから、今後の検討課題と考えております。

記の16については、現在、県は老朽化した団地を多く管理しているため、その建てかえを優先させているところです。なお、離島における定住促進を図るための公営住宅建設については、市町村が主体的に行うべきと考えており、県は、予算の重点配分を行うなど、その支援に努めているところです。

48ページの陳情第44号、伊平屋・伊是名架橋の早期実現に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

伊平屋・伊是名架橋については、平成23年度に整備の可能性について調査を実施しております。調査結果から、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。今後、伊平屋村、伊是名村と連携しながら、課題克服の可能性について研究していきたいと考えております。

49ページの陳情第47号、戦災で焼失した土地所有権の確認を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

当該土地の現況は、国場川の護岸敷き及び那覇市の道路となっております。土地の登記に関しましては、平成25年に不動産登記法第14条に規定される地図が作成されておりますが、地番の付されていない無地番であります。しかしながら、国場自治会から土地所有権の確認を求められていることもあり、関係機関等から情報収集を行うとともに、市町村による地籍調査が行われる場合は、協力をしていきたいと考えております。

50ページの陳情第55号、南部東道路整備に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1については、南部東道路の起点の南風原南ICから南城市つきしろ交差点までの区間8.3キロメートルについては、平成23年度から事業に着手し、平成30年代前半の暫定2車線供用に向け、整備を推進しているところであります。

記の2については、南部東道路から那覇空港自動車道への乗り入れについては、近接している南風原南ICから乗り入れる計画としております。南部東道路から那覇空港自動車道への直接乗り入れについては、合流部の交通安全や、ICの大規模な改修、経済性など多くの課題があることから、今後の検討課題と考えております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 2ページ、陳情平成24年第97号の件で、現在いろいろ建築確認業務をやっていますよね。この流れはどうなっているのですか。民間委託、業務委託をしているものも含めて教えてください。

○佐久川尚建築指導課長 建築確認の流れですが、建築をする場合に建築計画を立てます。一般的には、それを建築主事のほうに申請をしまして、建築確認を受けるという流れになります。最近では民間でも建築確認を受けることができるようになりましたので、民間のほうにも申請をして建築確認を受けるという流れもございます。

○嘉陽宗儀委員 従前の建築主事が市段階であってそこで確認をする。あるいは郡部でしたら中部土木事務所なら中部土木事務所でやるとかということでは余りトラブルはなかったはずですが、最近では民間業者がやっていてこの業務にかかわるトラブルの相談が結構あります。ここは指導監督といいますか、この業務はどこが監督をするのでしょうか。

○佐久川尚建築指導課長 基本的には県の建築指導課で指導等を行っております。

○嘉陽宗儀委員 今まで県の建築指導課にこの民間業者の件で持ち込まれた相談はありますか。

○佐久川尚建築指導課長 具体的な資料等を持ち合わせておりませんが、相談を受けているということは聞いたことがございます。

○嘉陽宗儀委員 きょうはこのぐらいでとめますが、私は県で指導をやるはずですからということで、そこへ相談者を行かせたのです。ところが芳しくないということでありますので、後でまた個別に御相談させていただきますのでよろしく申し上げます。

次に、陳情第44号、48ページ。伊平屋・伊是名架橋の陳情でいろいろな問題があると言っていますが、具体的には何が困難になっているのですか。

○上原国定道路街路課長 伊平屋・伊是名架橋につきましては、これまでの離島架橋に比べまして距離が約4.5キロメートルと非常に長くなっておりまして、予算の確保や費用対効果、その他技術上の課題や環境上の課題があります。それらの課題について検討していかなければならないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 費用対効果の考え方について御説明いただけますか。

○上原国定道路街路課長 伊平屋・伊是名架橋につきましては、費用対効果が0.12という算定をしております。通常事業化に当たっては、1.0の費用対効果の数字が出なければ事業化はなかなか難しいというところをございまして、費用対効果の算定につきましては今までの交通事故の低減ですとか、経済的な効果、そういったものを含めて算定した結果になっております。

○嘉陽宗儀委員 これは前期の土木環境委員会でも現地調査をして、現場での説明では費用対効果の面で難しいですという説明が皆さん方からありました。そうしますと、離島住民の生活について費用対効果の見方はどうしてだめだということになるのかと質疑をしたら、なかなかすばらしい答弁は出てこなかったです。伊良部架橋にしても費用対効果のことだけを言っていたらつくれないと思います。ですから、どうするのかということについては費用対効果だけを持ち出さないで、もっと知恵のあるところで実現可能性のある方策を探って検討をしてください。我々はまた伊平屋村、伊是名村に行き、議会や県は前向きですと言わないといけないので、それを検討してもらえますか。

○當銘健一郎土木建築部長 これは本会議の席でも仲井真知事から前向きに調査研究をしていきたいと答えさせていただきました。やはり今、道路街路課長が言いますように600億円余りかかると。伊良部大橋でも400億円弱ですので、お金がかなりかかるということと、将来交通量も推計しますと1日当たり600台ぐらいかなと推測しております。伊良部大橋だと1万台超えておりますので、そういう意味からすると利用客は少ないわけですけれども、やはりこれは離島問題として考える必要がありますので、単に費用対効果、このような市街地では費用対効果が出るかもしれませんが、おっしゃるとおり離島ではなかなか難しいという部分もあります。ですから、別の観点でこれが事業化できるのか、できないのか。そして今、600億円余りかかるという事業費も何か工夫をすることによって圧縮できないかということも次年度は何とか予算をとって調査研究はしていきたいと考えております。知事も調査研究をしていきなさいと言っておりますので、その線でやっていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 以前にもたしか今のような答弁でこれはよかったなと思っていたのですが、前向きに検討と言うので前向きかなと思ったら横向きだったのではないですか。ぜひ非常に大きな期待がかかっていますので、今の土木建築部長の答弁どおり早目に実現できるよう頑張ってください。

最後に決意をお願いします。

○**當銘健一郎土木建築部長** しっかり調査研究を進めていきたいと考えております。

○**嘉陽宗儀委員** 最後に45ページ、陳情第42の4号の慶留間港について説明をお願いします。

○**田原武文港湾課長** 慶留間港については、地元から遊漁船の利用が多いので静穏度をよくして対応をしてほしいと、物揚げ場を整理してほしいという要望がございますので、我々もそういう認識をしております。そこで、事業化を進める前に地元としっかり意見を交換して、できれば要望に応えていきたいと考えております。

○**嘉陽宗儀委員** ホエールウォッチングをやって向こうの漁民の皆さん方がそれを観光にしたり、非常に今活況を呈しています。現場で使いにくさというのが具体的に出たりしていますので、これも前向きに早目に実現できるように頑張ってもらえますか。

○**田原武文港湾課長** 県も観光振興に取り組んでいるところでありますので、我々港湾サイドとしてもぜひ支援していきたいと思っております。

○**嘉陽宗儀委員** では最後に、土木建築部長の決意をお願いします。

○**當銘健一郎土木建築部長** まず、港の中の静穏度について問題ありという認識は県も持っておりますので、やはりこれは何とかしないといけないなということで、これも前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○**具志堅透委員** 48ページ、陳情第44号、伊平屋・伊是名架橋についてですが、嘉陽先輩の強力な援護射撃があつていよいよ実現に向けて走り出したなということで喜んでいらっしゃるのですが、少し処理概要の中で確認をさせていただきたいと思えます。まず1点目に、技術上という問題が出ておりますが、技術上不可能というのか、難しいところがあるのか。何を指してそこで技術上

の問題があるということを行っているのか、説明をお願いします。

あと、あわせて、環境上ということも説明をお願いします。

○上原国定道路街路課長 伊平屋・伊是名架橋の技術的な課題につきましては、海がかなり深くなっておりまして、伊良部架橋の場合は水深が約17メートルでございますけれども、伊平屋・伊是名架橋につきましては調査の結果約21メートルの水深がございます。水深が深い部分、下部工の施工についてはいろいろ研究しなければならないと考えております。また、環境上の課題につきましては、非常に海のきれいな、サンゴ礁もあるような海域でございますので、サンゴ礁等の海中動植物への影響ですとか、構造物設置に伴う潮流の変化、こういったものについて研究していく必要があるのではないかと考えております。

○具志堅透委員 その技術上の深さの問題ですが、21メートルであれば不可能ということですか、今の技術では。

○上原国定道路街路課長 不可能ということではなくて、さまざまな検討をした上で安全に施工できるようにしっかり検討していく必要があると考えております。

○具志堅透委員 ということは可能ではあると。ただ、費用的なものも後ろにはあるのではないかと思うのですが、今、技術上のことだけでいいますと、検討は必要ではありますが可能であるということで解釈をしいですね。

○上原国定道路街路課長 可能ではあると考えております。

○具志堅透委員 次の環境上の課題ということも、これは十分なサンゴやそういった分への配慮をしながら建設ということは可能ではあるわけですよ。配慮が必要だということの課題ということですよ。

○上原国定道路街路課長 環境につきましては、環境の現況調査等もこれからやる必要がございますし、沖縄県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの手続きも必要になります。ですから、先ほど答弁したのは一般的な考え方ということで今後詳細な調査なり、検討なりを実施していく必要があると考えております。

○具志堅透委員 今の説明を聞くと、当然環境影響評価等々をクリアしなければいけない。当然それをクリアしなければ工事ができない、事業を進められないわけですから。そういったクリアしなければいけない課題があるということで解釈していいですか。

○上原国定道路街路課長 技術上の課題と環境上の課題につきましては、十分な研究をすればクリアする可能性はあるのかなと思います。ただ事業費ですとか、費用対効果につきましてはかなりハードルが高いと思っております。

○具志堅透委員 ここで費用対効果が出てくるのですが、先ほど嘉陽委員もおっしゃっていましたが、離島でBバイCを殊さら強調して、費用対効果云々ということにどうも疑問があります。人口の多い沖縄本島、あるいは人口の密集した中南部あたりとは当然条件が最初から違うわけですから。その橋をかける地元の声というものは、このままではその離島両村がなくなりますよというぐらいの危機感を持ちながら、そして今手をつけて定住条件の整備、あるいは観光振興ですとか産業振興等々含めて考えているわけですから、その部分もあわせて費用対効果を考えていただきたいと思います。それと先ほどの答弁の中で、平成23年度に検討をして約600億円ぐらいかかるという話がありました。実は、地元の両村の首長、前田政義、伊礼幸雄両村長に伺いますと、400億円ですとか、300億円ですとか、彼ら独自にいろいろ調査もしている、そういった話もあります。ですから、平成23年度当時と今とでは技術革新がまたさらに進んで—あるいは工法の問題も大きな問題があるのだらうと思いますが、そういった予算の圧縮的なことも検討可能ではないかと、できるのではないかと考えているのですが、その辺のところはどうでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長 知事もしっかり調査研究をしていきなさいということですので、次年度に少し予算をとって、平成23年度にやった調査よりはもう少し詳細な調査を実施して、その中で課題の克服の方法などを考えていきたいと思っております。

○具志堅透委員 土木建築部長のほうから結論的なことが出たような気がしますが、そこでですね、伊平屋・伊是名両村の地元としてやるべきこと—皆さんは向こうとも連携をしながら課題克服の可能性について研究していきたいと答えておりますが、両村がやるべきことはありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 今、伊平屋・伊是名の間にあります具志川島ですか、向こうに一つのポイントをつくって両側に橋をかけるような構想を持っております。その両側に橋をかける構想のときに航路を2つ今置いています。橋の下を通れるような船の航路をつくっているのですが、これを1つにすれば当然橋の高さが低くなりますので、その辺で費用のコスト縮減等を図ります。そういうことも含めて両村とも相談をさせていただきたいと思っています。

○具志堅透委員 どうもありがとうございました。本会議で知事も本当に前向きな発言をされたと思っています。先ほども言いましたが、いよいよ熟してきたなど。この橋に関しては本当に半世紀にわたり両村が夢のかけ橋として位置づけてしっかりと一今回に当たっては両村同時に決起大会をやるなど相当の思いがあります。特に今、県土の均衡ある発展、あるいはその離島の存続も含めて考えていくとヤンバル振興も含めて大きなテーマといいますか、実現は夢だと思っていますので、ぜひとも前向きな、できるような検討をお願いしたいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 今の伊平屋・伊是名の件では、たしか市町村合併が大きく問題となって新聞に載ったころにも、伊平屋・伊是名が一つになるには橋が必要だと。橋がかからないまま一緒になってもかえって費用が上がるのではないのかという話があこのころの新聞にあったような気がします。もう10年以上前の新聞ですから記憶が定かではありませんが、確かに一つになることによって両村が一緒にいろいろなことができますし、今後の沖縄も含めて日本全国で女性が減っていくと言われている中で離島はますます女性がいなくなって、住む人が減っていくということを考えると、この橋が将来に向けて非常に大事になるので、一般の費用対効果でははかり知れない部分があるのでないかという感じを受けます。ぜひ前向きに。むしろカジノの調査費用を全部ここへ回したほうがいいのではないですか。カジノよりこっちのほうがずっと大事です、人間の生活にとって。ですから、知事は余り喜ばないかと思いますが、ここら辺では中川京貴委員も思い切ってそうしたほうがいいのではないかという気がしますので、土木建築部としてはむしろそのほうがもっと大事だという姿勢で臨んでいただきたいなと思います。しかし、環境問題が先ほどありましたが、これは非

常に大事なことなので、サンゴ等をしっかり調査をして、そこにサンゴの群生地があるのであれば、そこに橋を支えるものが打たれることがないように方法は今の技術では可能だろうと思うのですが、そこら辺はどうですか。

○上原国定道路街路課長 実施するに当たっては、環境に十分配慮をしながら検討する必要があると思いますので、そういった環境の現況調査はしっかりやる必要があると考えております。

○新里米吉委員 次に、49ページ、陳情第47号。国場自治会の出された陳情と処理概要を読んでもなかなか委員会でも審査しにくい内容かなと思っていますが、これはやはり法務局で本来ならやらないといけないようなものですか。どこでどう対応したら解決できるのですか。

○當銘健一郎土木建築部長 この件につきましては、結構以前から議会のほうでも御質問等がありました。以前、これは平成22年の9月議会のときにこのような土地調査そのものは企画部の土地対策課が所管しておりますので、その当時は企画部長がお答えになって、その答弁を読ませていただきます。「今後、地籍調査事業については各市町村で実施することとなりますが、県としては市町村が行う事業の指導、支援に努め、地籍調査事業を促進していきたいと考えております。なお、那覇市古波蔵4丁目の一部についても今後那覇市において計画実施されるものと考えております。」このような答弁がございました。御存じのとおり、以前は県で地籍調査の事業をずっとやってきたわけですが、企画部の話では今は市町村がやることになっているということですので、私どもの回答としましては那覇市がもし地籍調査をやるのであれば河川の管理者として必要な協力はしていくと。そして、この土地につきましては那覇市の道路にもかかっており、那覇市自体も人ごとではないと思いますので、那覇市の調査には協力していきたいと考えております。

○新里米吉委員 那覇市のほうが第一義的には地籍調査をして確定をしていくということになりますと、むしろ那覇市議会に陳情を出して向こうで議論してもらったほうが本当はいいということになるのですか。

○上江洲安俊河川課長 今の件ですが、同じく那覇市議会のほうにも一応は提出されていると。たまたま6月議会に間に合わなくて9月議会のほうにという報告を受けております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 中城湾港新港に関する陳情が幾つかあって、大体重複した内容で出ておりますけれども、実証実験の件です。平成23年度からスタートをしているのですが、この貨物の取扱量の推移はどうですか。

○田原武文港湾課長 中城湾港新港地区の実証実験につきましては、平成23年度から開始しましたが、ことしの3月時点で月当たり2300トンまで達しております。この3月については5航海ということで、1回当たり470トン運んでいるということになります。目標としては、今現在使っております船—499型というのですが、その半分の750トン为目标にしております、2月であれば610トンまで達している。いい線まで来ているというものが状況であります。

○金城勉委員 皆さんの計画では、実証実験から定期化への判断のめどと申しますか、これはどのように考えていますか。

○田原武文港湾課長 私どものほうで目標としている750トンにある程度近づいておりますので、今年度で750トンの8割まで達するのではないかと考えております。実証実験としましては平成26年度で終了になりますが、今後、先島向けに牛の飼料を中城湾港新港地区から出す予定でございますので、そこでまた新しい実証実験に着手したいと考えております。

○金城勉委員 先島航路に実証実験をスタートするという事はいいのですが、その具体的に実験から定期化への移行というものはどのように考えていますか。

○田原武文港湾課長 先島については今年度最初は公募をしまして実証実験を開始すると。おおむね3年で目標を達成しまして、その後定期化に結びつけていきたいと考えております。

○金城勉委員 端的に答えてほしいのですが、今、中城湾港と志布志港、鹿児島港との定期航路がメインですよね。今回先島をまた新たに加えて実験をします。いわゆる本土航路との実証実験を行って定期化へ移るという意味での計画

はどうかと聞きたいのです。

○田原武文港湾課長 志布志航路とのつながりなのですが、現在、志布志航路に協力していただいている船社も含めて先島のほうに関心を示しております。ということで、この先島航路が志布志航路とつながるのかも含めて今後またどのような方向に持っていくのかということについては、先島の実証実験を進めながら検討していきたいと思っております。

○金城勉委員 この実証実験から定期化に向けての考え方、その判断の仕方を聞いているのですが、要するに以前は志布志港のみならず他の本土航路とのルートもつくって取扱量をふやしていきたいという話もあったかと思うのですが、その辺の話が今見えないようではすけれども、どうですか。

○田原武文港湾課長 志布志港からさらに首都圏に向けて航路を延伸するという新たな実証実験を検討していきたいと思っております。現在、志布志港の実証実験の航路については、750トンの大体8割ぐらいが採算ベースと見ておりますので、これについては今年度で達成できそうなところまで来ております。さらに弾みをつけたいということもありまして、それについては貨物出荷が一番期待できそうな首都圏、東京や大阪も含めて貨物を上乗せして志布志航路のほうは確実に定期化に持っていきたいと考えております。

○金城勉委員 ということは、実証実験は、志布志港のほうは今年度で終わるわけですね。そうしますと、それをさらに上乗せして貨物量をふやしていくということは来年の平成27年度からは定期化に移ると受けとめていいですか。

○田原武文港湾課長 志布志航路については、現在新港地区に寄ってもらっています船会社のほうも採算ベースといいますか、それに近い数字にきていますので、もう一押し我々からも後押しをして定期化に結びつけたいと。船社のほうの定期化については無理だとか厳しいという話は全然しておりませんので、我々としては定期化につながるよう最後のバックアップといいますか、今年度をしっかりやっていきたいと考えております。

○金城勉委員 端的に教えてください。要するに、実証実験は今年度で終わるので来年からはどうなるのかということを知っています。実証実験は終わってそれで終わりなのか、あるいはまたそれを段階的に次はステップアップをして

定期化に持っていきますということなのか、ここが聞きたいのです。

○**當銘健一郎土木建築部長** 今までずっと計画や答弁で申し上げていますのは一今年度まで実証実験を実施して次年度からは定期船就航ということでお話をしております。今年度一定の基準まで達して、そして船会社のほうも定期船就航に向けて100%大丈夫と言っている状態であれば次年度から定期船就航と申し上げるところですが、いいお話は聞いているのですがまだ100%この時点でできる、できないということは申し上げにくいところがあります。ただ、先ほど港湾課長からもありましたとおり、規定のところの8割だとか8割以上とかというところまで来ておりますので、何とかそれを100%ぐらいのところまで持ってきて採算がとれるようなベースに持って行って、船会社にも定期船をお願いするということに結びつけたいと思っておりますが、しばらく時間をいただきたいということで我々としては平成27年度は定期船就航に結びつけたいという考えは変わっておりません。

○**金城勉委員** わかりました。これはせっかくここまで努力して頑張ってきているので、これが定期化になって、やはり現場からすればこれが打ち切られるのか、定期化になるのかによっては全然違うわけですから、ぜひ定期化に向けた努力をお願いしたいです。そのために先島航路も新たに出して取扱量をふやしていこうということでしょうから、ぜひその努力をお願いいたします。

それと同じ要請の中で中城湾港の防災対策の防災計画の件ですが、これについては3・11の件もあるので向こうの防災計画の実施計画を速やかに立てて、そしてまた避難訓練等も具体的に実施してほしいという要望も強いですが、これについては今年度でその計画ということなのですが、そういう具体的なところまで今年度で踏み込みできますか。

○**田原武文港湾課長** 新港地区の防災計画につきましては、7月下旬に業務を契約するところとなっております。

○**金城勉委員** 契約というものはどのような内容ですか。

○**田原武文港湾課長** 新港地区防災計画策定業務ということで、避難経路や避難の手段、沖合にGPS波浪計というものがあるのですが、その必要性などその辺も検討をしていきます。

○金城勉委員 わかりました。それをぜひお願いします。

最後に、防犯カメラの設置についてです。これも整備をしていきたいということですが、この具体的なスケジュールについては今言及できますか。

○田原武文港湾課長 新港地区の防犯カメラにつきましては、うるま市、うるま警察署と調整の上、4基程度については港湾管理者、県のほうで設置する方向でいきたいということで調整しております。現在、予算がございませんが、9月に補正で予算を要望したいと考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 休憩中に土木建築部長から台風被害に係るお話がございました。今回は河川の氾濫が非常に大きいのではないかという報告だった気がするのですが、今新規で陳情が上がっております。44ページ、陳情第42号の4の1、2、3。これは北部のほうですか。場所がわからないのですが、福地川、有銘川。あるいは福地川河口の導流堤を修繕すること。有銘川護岸の改修、かさ上げを早急に実施すること。この川についての台風被害というものはどのような状況になっているのか、その辺をお願いします。

○上江洲安俊河川課長 今年度は有銘川、福地川については氾濫はないということですが、有銘川につきましては、一昨年、平成24年度の台風16号による浸水がありました。それに対する対応を今やっているところでございます。そして、福地川については平成24年度の氾濫等についての報告はないです。

○奥平一夫委員 3番目の有銘川護岸、これは今実施しているのですか。実施することとしていますということですが、これについては被害はないということですか。

○上江洲安俊河川課長 平成24年度の被害を受けまして、平成25年度から事業化をしております。そして、平成26年度においては実施設計も済ませておりますので、発注準備を北部土木事務所でやっているということです。

○奥平一夫委員 私が聞いているのは被害はないですかと。

○上江洲安俊河川課長 被害については今回の台風被害についてですか。

○奥平一夫委員 今回の被害についてです。

○上江洲安俊河川課長 今回は被害報告は受けておりません。

○奥平一夫委員 次に、継続陳情で26ページ。陳情平成25年第50号の4の33番、多良間港普天間地区の整備について(1)、(2)、(3)をまとめて少し詳しく御説明いただけませんか。

○田原武文港湾課長 多良間港普天間地区について説明します。

まず1番目の港口を拡幅することについては、平成26年度から航路拡幅工事に着手しております。2番目の航路を挟むような形で防波堤が出ておりますが、その防波堤の一部を撤去することということで、これについては航路拡幅工事とあわせて防波堤の一部撤去も進めていきたいと考えております。それから3番目の旧栈橋と現在の栈橋の砂浜の復元につきましては、過去に行った道路前の工事の石材の残りが砂浜に残っているということでもとの砂浜にしてほしいということなのですが、この石材については今撤去する方向で考えたいと思います。ただし、砂浜の復元については隣に船揚げ場の施設がございまして、ここに砂を補給した場合には泊地が潮の干満等で流れて泊地が浅くなるということも考えられますので、砂浜の復旧については少し厳しいと考えております。

○奥平一夫委員 できないということですか。

○田原武文港湾課長 その砂浜というものが船揚げ場のそばにありまして、船揚げ場の全面が泊地になっておりますので、そこに砂を補給した場合にその砂が泊地に流れ込んでたまってしまい水深が浅くなるということになりますので、砂浜の復旧については厳しいと。できないといえますか、そのように考えております。

○奥平一夫委員 いずれにしても、やはり砂浜の復元について地元としては何とか復旧をしたいという気持ちがあるはずですので、何らかの方法を地元と相談しながらいろいろ検討してください。それから同じところなのですが、詳しくと言ったのは実は期間的な問題も含めて着手しておりますとしたらいつごろ終わるのか、供用はいつごろからできるのかということをお聞きしたかったわ

けなのですが、いかがでしょうか。

○田原武文港湾課長 航路拡幅工事については、平成26年度から平成28年度までとなっております。

○奥平一夫委員 これは平成28年度いっぱいまで終わって、平成29年度から供用できるという理解ですか。

○田原武文港湾課長 現在のスケジュールでは、平成28年度で終了して平成29年度から供用ということになります。

○奥平一夫委員 これは、(2)の防波堤の撤去についても包含されたような答弁なのでしょうか。

○田原武文港湾課長 防波堤の撤去についても、しゅんせつと事業期間を同じにしまして平成28年度完了ということになります。

○奥平一夫委員 ありがとうございます。ぜひ頑張ってください。

継続でも出ていますが新規でもまた下地島空港の件が出ていますので、これを少し詳しく聞きたいと思っております。

46ページ、陳情第42号の4の12番。下地島空港の安定的な運営について、パイロット訓練専用空港としての役割を終えつつあると考えていますと、これはたびたび土木建築部長が答弁されておりますよね。つまり、これから公募するであろう利活用等についてパイロット訓練としての利用はほぼないだろうと、あるいはいいのかなという考え方でそのようなおっしゃり方をしているのでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 パイロットの訓練につきましては、これまで実機訓練を中心に行われていたものが昨今のシミュレーターの発達に伴いまして非常に回数が減ってきております。航空会社のお話によりますと、最終的には実機訓練そのものがなくなるのではないかなというようなお話もございまして、それに対しては非常に危惧しているところでございます。

○奥平一夫委員 危惧しているという意味はわからないのですが、つまり県としてはシミュレーターがこれだけ普及しているわけですから訓練施設としての

下地島空港の利活用はないだろうと考えているのですか。

○當銘健一郎土木建築部長 これは我々のほうからパイロット訓練専用の飛行場としての需要がなくなったと言っているわけではなくて、やはりJALの会社側の状態もありますけれども訓練自体がなくなって撤退をして、そしてANA側も訓練自体が相当小さくなって他の空港に行ってしまうというような状況にあります。もともとそこはパイロット訓練専用飛行場としてつくったものですから我々としては今でもパイロット訓練をやってもらいたいと。それで去年も国外の航空会社にもパイロット訓練を下地島でやってくれないかという働きかけもしましたが、これもうまくいかなかったということで現在はRAC、そしてまたことし中にはJTAも訓練をしたいというような話もありますけれども、本当に訓練の回数が減ってしまっているという状況にあります。ですから利活用は考えますけれども、相変わらず訓練自体はこういったRACやJTAという県民の足と言えるような航空会社がある以上、それはやはり継続していくべきだろうと思っておりますが、それ以外にも周辺にたくさんの用地がありますので、もっともっと別の使い道があるのではないかというようなことで別の利活用を今公募しつつあるということでございます。

○奥平一夫委員 もう一つ聞きたいのが、11番の宮古空港の施設の強化で平成27年度に工事に着工してとありますが、これは完成はいつごろで、供用開始はいつからできると見込んでいるのでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 CIQ施設の設備につきましては、平成26年度に実施設計を行いまして、平成27年度に工事に着手しまして年度内での施設供用を目指しております。

○奥平一夫委員 ありがとうございます。

次に、下地島空港の利活用方策検討について少しお伺いをしたいと思うのですが、平成26年度のスケジュールを少し教えてください。

○多嘉良斉空港課長 平成26年度は残地利用とも連携をした利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討することとしておりまして、具体的には下地島空港及び周辺用地を利活用したいという事業者からの提案を直接国内外から募ることとしております。事業者が提案する利活用策につきましては、有識者等で構成する委員会において、実現性、持続性、地域経済への貢献等を審査し、事業

実施方針案を作成することとしております。具体的には、4月に地元宮古島市に行きまして今年度の県の方針を伝えました。5月から6月にかけては今年度の取り組みを支援する委託業務の発注手続を行っているところでございます。そして、7月から8月にかけては下地島空港及び周辺土地のPR資料を作成いたしまして、8月から9月にかけて国内外における周知広報活動、プロモーション活動を実施していきたいと考えております。10月から11月にかけては事業者からの提案募集の受け付けを行い、12月から2月にかけては提案事業の精査、有識者委員会による審査、そして3月に事業実施方針案の作成のスケジュールで進めてございます。

○奥平一夫委員 この募集スケジュールというものは、私がもらった資料よりは相当おくられているような感じがするのですが、おくらせていませんか。

○多嘉良斉空港課長 奥平委員に提供された資料というものは存じておりませんが、今現在県の取り組みを支援する公募というものがございまして、それは既に進めているところでございます。

○奥平一夫委員 私がいただいた資料の企業提案の応募の締め切りは既に終わっていますよね。審査も終わっているのでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 県の取り組みを支援する委託業務の公募手続につきましては、5月30日に企画提案の募集を開始いたしまして、6月13日に参加申し込みの締め切り、6月25日には企画提案書のプレゼンテーションの審査を実施したところでございます。審査の結果、予定委託業務の業者を選定いたしまして、業務契約を締結したいと考えております。

○奥平一夫委員 この業者というものは、結局はどのような企業が応募しているのでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 今回の支援業務の応募資格としましては、官民連携事業、いわゆるPFIやPPPに従事した業者でありますとか、プロモーションをしていきますので企業誘致活動等に精通したコンサルタントやシンクタンク、そういったものを想定してございます。

○奥平一夫委員 今回、何社が応募されましたか。

○多嘉良斉空港課長 シンクタンクや経営コンサルティング等8社の参加申し込みがございました。

○奥平一夫委員 もう審査は終わって決定しているのですよね。

○多嘉良斉空港課長 審査委員会の中では定めておりますけれども、まだ契約は終わっていませんので、公表を差し控えているところでございます。

○奥平一夫委員 私は企業名を聞こうというわけではなくて、決まっていますかと聞いているのです。

○當銘健一郎土木建築部長 土木建築部の内部的な意思については、私も印鑑を押していませんので、そういう意味では最終的な段階ではないということでございます。選定は終わっております。

○奥平一夫委員 これはプレゼンテーションもあったようですが、主にどのような内容のプレゼンテーションがありましたか。

○多嘉良斉空港課長 今回は国内外に対してプロモーションを行ってまいりますので、そういったリスクをどのように考えて、これをどのように回避していくのかという提言でありますとか、下地島空港のロケーションのすばらしさをどのように広報していくのかという提案でございます。

○奥平一夫委員 発表はいつになるのでしょうか。契約はいつごろですかと聞いたほうがいいですか。

○多嘉良斉空港課長 業務契約締結後には公表できると思っておりますので、来週中には公表できるものと考えております。

○奥平一夫委員 例えば、これから事業者決定をして、いろいろなところへ下地島を売り込むためのさまざまな提案をしていくわけですが、その事業者をこれから募っていくわけですね。その際に一般質問でもお伺いしたのですが、非常に気になることもありますけれども、例えば下地島空港は御存じのように屋良覚書であったり、西銘確認書であったりとこれまでずっと一貫して沖縄県

は軍事利用はさせないという立場をずっと堅持してきました。それでよろしいですか

○**當銘健一郎土木建築部長** 本会議のときにもそのように答弁させていただきました。屋良覚書、西銘確認書は尊重されるべきであると。そういう観点で今回もそのような事業者の公募ということになります。

○**奥平一夫委員** そもそも公募する際にもきちんこのようなことがありますということは添えて事業者選定に当たるわけですか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 事業者選定にはまた別の委員会をもちろん設置しますけれども、最終的に県が意思決定をするときに県としては屋良覚書、西銘確認書について尊重するという方針を持っておりますので、そこでふるいがかかけられると。ですから、これは民間の企業ですので、いろいろと幅広くプロモーションをかけてくると思いますけれども、最終的には県の意思決定のときにそのような確認書、覚書の精神というものは反映されると考えています。

○**奥平一夫委員** ただ気になります。土木建築部長が前回の土木環境委員会でこういう発言をされています。これは新垣安弘委員の「防災という観点で自衛隊がここに参加するというか、軍事訓練ではない、軍事利用ではないという観点。これは県としてもこれからしっかり詰める必要があると思います」ということに対して「いろいろな意味を持っているというところがあります。ただこういった屋良覚書、西銘確認書という古い段階での取り決めでございますので、そこについての解釈についてはまた何らかの形で詳細に検討する。」どうも安倍政権に似ていますね、解釈で。現職の土木建築部長がそんなことを言ったら、古いから解釈しますということでは納得いかないと思いますが、いかがですか。

○**當銘健一郎土木建築部長** いろいろな質疑応答の流れの中でそのような答弁になったわけですが、これまで自衛隊が下地島空港に離着陸していないかといいますと、防災訓練のときですとか、あるいは不発弾の調査というようなときには離着陸しております。したがって、これは県としては軍事利用ではないというような判断でやっているわけでございます。ただ、その区分けがしにくい部分というものは当然ございます。今回もやはり国内外にプロモーションをかける中で、どのような事業者が手を挙げてくるかわからないというところ

ろはあります。ただ、それは先ほども申し上げましたけれども、最終的に県は屋良覚書と西銘確認書を尊重すると言っているわけですから、そういったものについては県が最終的な判断をするときには反映されると考えております。

○奥平一夫委員 別の視点でお聞きしますけれども、周辺用地についても屋良覚書の規制がかかっているという理解でよろしいですか。周辺の残地に。

○當銘健一郎土木建築部長 屋良覚書と西銘確認書は、結局は琉球政府もしくは県からの照会に対して当時の総理府総務長官あるいは運輸大臣といったところが答えるという形になっています。これはあくまでも県が管理をしている下地島空港ということに関してですので、周辺の用地については屋良覚書、西銘確認書の効力は及ばないものと考えております。

○奥平一夫委員 やはりそういった土木建築部長の認識一県の認識だと言ってもいいと思いますが、例えば宮古島市の下地市長が提案をした総合防災訓練複合施設。これは明らかに自衛隊が関与してくる施設になるだろうということは非常に予想にかたくないわけですし、ですから前回もこれは少しまずいのではないのかと私は意見を言った覚えがあります。そういう意味では、空だったり、下地島空港の施設だったり、周辺残地だったり、ある意味私たちとしては下地島空港という一つの一体のものとして考えているわけですから、これに対して屋良覚書や西銘確認書をきちんと適応していくということをぜひ考えていただきたいと思います。今は議論をしてもこれはなかなか議論がかみ合わないと思いますので、これぐらいにしておきたいと思います。それで、この下地島の総合防災訓練複合施設の行方というものはその後どうなりましたか。

○當銘健一郎土木建築部長 これも本会議の席でお答えしましたとおり、利活用案の一つと考えております。この防災拠点に限らずMR O一航空機の整備、修理拠点の話でありますとか、また宮古島市からはシミュレーター施設を置いてほしいという話もありました。いろいろな話がありますが、その中の一つだと捉えています。

○奥平一夫委員 利活用の一つと言いますが、皆さんがこれから提案をしていくものは今の要請として持ってきたものが生きるわけではないですよ。つまり、この事業についてはきちんと事業主体や直接県の補助金目当てにやるというわけではなくて、きちんとしたコンセプトのもとで民間として提案をしてく

る、我々が運営しますよという意味でこの利活用の一つとしなければいけないと思います。その要請したことを利活用の一つだと言うのはどうなのでしょう
か。

○**當銘健一郎土木建築部長** 利活用案の一つということで、利活用の一つではないです。まだ決まってもおりませんし、その防災拠点にしましても一体誰が事業者となって整備をして、どのような方が使うのかと。そして、管理運営はどこがやるのかということがはっきりしていないわけで、今回はそういうシンクタンクもしくはコンサルタント系の海外のそういう企業にも詳しい方に入
っていただいて事業者を呼んでくるということを考えておりますので、その防災拠点についても民間の事業者なり何なりが手を挙げる可能性は全然ないわけ
ではありませんけれども、それはこれからのことということになります。

○**奥平一夫委員** そういうことだと思います。

それから13番についても少しお伺いをしたいのですが、下地島空港施設株式会社の雇用を確保するため、無償で譲渡するという事で譲渡先を県が一生懸命探しておりましたけれども、これは株式会社國場組—國場組の子会社であります株式会社コービッカーコービックに決まったいきさつについて少し御説明
いただけますか。

○**當銘健一郎土木建築部長** まず、民事調停の中で、これは議会に御承認をいただいたわけですが、県のほうがJALの持っている株の譲り受け先を決めてJALに紹介するということになっておりましたので、私どものほうは下地島空港に関連するいろいろなところを当たってみました。そして、空港関連でありますとか、そういうところをいろいろと当たり十数社に打診した結果全
てお断りをされてしまいました。この理由は2つあります。1つには下地島空港自体の将来が見通せないということ。それから—この株が無償だったかどうかは私どもはよく承知しておりませんが、たとえ無償にしても課税されると。その課税の金額は1億円を超えるぐらいになるだろうということがございまして、なかなかお引き受けいただくところがなかったような状況です。我々は調停をしていたときの弁護士の先生を初めいろいろな方々にどこか紹介してもらえないかという声かけをしておりましたら、國場組系の株式会社コービッカーこれは新聞にも載りましたので申し上げますけれども、コービックのほうから引き受けてもいいというお話がありまして、そして詳しい話を聞きたいということで逆に私のほうからいろいろな話を聞きましたところ、議会で

も答弁いたしましたけれども、地元の雇用については最大限努力したいという意向がございましたので、それではということで日本航空株式会社のほうにあっせんをしたということでございます。

○奥平一夫委員 株式会社コービックのホームページを探したのですが、これは國場組のホームページにあることはあるのですが不動産賃貸をやっているということぐらいしかわからなくて、少し言葉は悪いですが不透明、なかなかわからない。本体の國場組に譲渡されるということなら話はわかるのですが、なぜ子会社のコービックが譲渡を引き受けたのか、この辺が少しわからないのですが、この辺についてのいきさつは聞いていませんか。

○當銘健一郎土木建築部長 その件については私も聞いておりません。子会社であるコービックのほうで引き受けたいというお話でございました。私どもがやはり一番重視しておりますのはS A F C Oの株ですので、S A F C Oが今後変わりなくやっていけるかどうか、そして地元から雇用されている八十数名の方に雇用の問題が発生しないようにしっかりやってくれる会社というような意味でお話を承りました。

○奥平一夫委員 國場組は県内でも有数の安定した企業経営をされているところだからという形で非常に安心するところもあるのですが、委員会ですから少し本音を話しますと、國場組の代表は自衛隊の沖縄県防衛協会の会長さんをしていらっしゃる。それから、今問題となっておりますカジノ推進の先頭に立っている方でもあるということで非常に気になるわけです。自衛隊誘致の問題を含めてあの残地をまた何かで使用するということも視野に入れているのかなという気持ちもあります。それよりも先ほど土木建築部長がおっしゃっていたように、職員の皆さんがきちんと雇用されていくと。途中で整理をされましたとか、賃金が下げられましたとか、待遇が悪くなりましたとかということになると身もふたもないわけでして、この辺は県としてももう少し意見ということではなくて、少しアドバイスをすることなどについてもぜひ見守っていただければと思っているのですが、土木建築部長いかがでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長 このS A F C Oは下地島空港の施設管理を行う純然たる株式会社でございまして、県のほうは株を持っているわけでもございませんので、直接そういう企業の経営や戦略に介入はできないと考えております。ただ、J A Lから私どものほうに譲渡先をあっせんしてほしいというような話

があればそれは県の立場として地元の雇用に対してきちんとやってくれる企業をあっせんするという事は当然のことですけれども、SAFCOの経営そのものには介入することは難しいと考えております。

○奥平一夫委員 最後になりますけれども、下地島の利活用の方策検討についていよいよ事業者の選定が終わりまして、平成27年の2月、3月までにはきちんと体制を整えていくと。最後に、平成27年度以降はどのような日程で動かれるのでしょうか。大まかでいいのですが、もしおわかりでしたらお願いします。

○當銘健一郎土木建築部長 実はまだ平成27年度以降について下地島空港の維持管理についての方針は出せない状況です。平成26年度につきましては議会の御理解を得て一般財源を繰り入れすることによって何とか維持管理をしております。ただ平成27年度につきましては今年度やっております利活用の事業者をどういう形で決められるのかどうかという状況を見ていかないと今議会の間に次年度の方針まで申し上げるのは難しい状況でございます。

○奥平一夫委員 やはり下地島空港は一貫して軍事利用をさせないという国と県の約束でずっと進めてきています。先ほど土木建築部長がおっしゃった残地はその範疇にないという認識を改めていただきたい。これはつまり空港と残地を一体として利活用するという意味で我々は平和の公共財として下地島空港を含めた残地も当然この範疇にあると思っておりますので、この辺については屋良覚書、あるいは西銘確認書もしっかり残地まで範疇に入るのだと考えていただきたいと思っております。これで終わりますが、次またいろいろ議論していきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 1ページをお願いします。陳情平成24年第94号、伊平屋の空港に関する陳情が出ておりまして、これはやはり処理概要にも出ていますとおり、「伊平屋空港の整備につきましては、伊平屋・伊是名地域における住民生活の安定と地域振興の観点から、その必要性を十分認識しております。」と。しかしながら、やはり少し時間がかかっているのかなど。技術的にはほとんど環境整備も終わっていると思うのですが、まだ着工に至らないのは航空会社との契約でしょうか。着工に至らない理由を教えてください。

○多嘉良斉空港課長 伊平屋空港につきましては、当初琉球エアークommューター—RACの39人乗りの航空機に対応した滑走路場1180メートルで事業計画を立てまして手続を進めておりました。その中の環境影響評価の手続の中で、知事から自然環境の保全、さらには観光振興の観点から—この事業で一部埋め立て計画がございましたので、埋め立てを回避するようということをおっしゃって、今現在、陸地内で選定箇所を検討していたところでございます。先ほど委員がおっしゃったように、就航するためには航空会社の同意を取りつける必要があるのですが、なかなかRACの同意が取りつけられない中、那覇—粟国に就航しております第一航空株式会社が9人乗りから19人乗りへ更新をしてその機材を活用して伊平屋に就航してもよいというお話を受けました。県としましては、就航機材の19人乗りに合わせて事業計画でもって進めていこうということで、今年度は基本設計をいたしまして、それをもとに国土交通省航空局—航空局と調整をしていきたいと思っております。そのことにつきまして地元も御心配をしておりましたので、6月に現地に参加しまして、これまでの経緯と今後の取り組みについて説明をしたところでございます。

○中川京貴委員 やはり理想は、今説明がありましたとおり、伊平屋空港、そして先ほど具志堅委員からもあったように、伊平屋・伊是名の架橋、そして新里委員からもありましたように、両村の合併。そして、今船を2隻持っていますよね。船を1隻にすると。やはりこれは20年、30年考えたら—先ほどから答弁でも費用対効果の話が出るのですが、離島振興についてはそういった投資も必要だと思っております。そこで、伊平屋空港は恐らく9割方進められていると思うのですが、今の説明では平成26年度は調査をすると。タイムスケジュール的に事業が開始するのはいつごろをめどにしていますか。

○多嘉良斉空港課長 私どもとしては、早期に供用開始に努めているところなのですが、第一航空株式会社は定期航空会社ではないということもございまして、航空局に対して丁寧な説明をしなければならぬということをお勧めしますと、平成28年以降に新規事業化を目指して取り組んでいきたいと考えています。

○中川京貴委員 やはりこの空港建設については、環境も含めてこれまで何年間もかけて調査をして県の予算も組んでいるのですよね。ですから、離島からそういった陳情が出ているように、一日も早く工事に着手していただきたいなと、この要望を申し上げて次の質疑に移ります。

次は22ページ、陳情平成25年第50号の4の15番、伊平屋村の前泊港の港湾整備について。県の一括交付金があつて、伊平屋村のフェリーがことし3月に就航しております。750トンか800トンありましたか。今唯一バリアフリーのエレベーターつきのフェリーが来て村民挙げてフェリーのお祝いをしていて、たまたま我々具志堅委員と一緒にその場所へ行ったのですが、そこで感じたのが船が来ることは知っているのですよ、船は発注しているのです。しかしながら、この船とともにかさ上げがされていなくて、段差があります。伊平屋村の現場を知っていますか。岸壁をかさ上げすることの陳情に対して、現場がどうなっているのか知っていますか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 私はまだ現場には行っておりません。

○**中川京貴委員** 極端に言いますと、1メートルぐらいの差がありまして、要するに前のフェリーと今のフェリーの大きさが違うものですから港の中で段差があるのですよ。今、土木環境委員会で視察を予定しているのですが、ぜひ見て、これはできることなら年内に工事をしていただきたいなど。誰が見てもおかしい状況になっています。要するに、前の船と今の船は違うということで、それに伴って港湾整備もするべきだと思うのですが、それがされていないということなのです。

○**田原武文港湾課長** 前泊港については、委員がおっしゃったとおり、ほかの港に比べても岸壁の高さが低い岸壁となっております。これは我々も認識をしております。今の大型化したフェリーの前にあった古いフェリーについては、タラップのところだけかさ上げをして、今回の大型化したフェリーに対しては必要な幅の分だけかさ上げをしております。我々もこれだけでは十分ではないと認識しておりますので、かさ上げの事業化については今年度工事ということは難しいかもしれませんが、早目に事業化していきたいと考えております。

○**中川京貴委員** こういったものは補正予算を組んでもやるべきだと思っております。反対をする議員はいないと思っております、現場を見に行ったら。普通の港の感じではなくて誰が見てもおかしい状況にあります。本来でしたら船が来るのと同時に工事を終えているべきだと私は認識しておりますが、いかがでしょうか。

○**田原武文港湾課長** 先ほど説明したとおり、ほかの港に比べて岸壁が低いと

いうことは我々も把握しておりますので、平成27年度の新規に向けて今年度で予算要望をしたいと考えております。

○中川京貴委員 よろしく申し上げます。

次に、同じ陳情の21ページの5番について、土木建築部長にお聞きしたいのですが、塩屋湾の大保川のしゅんせつが出ておりまして、県としてはしゅんせつ工事を行うことにしていると、しゅんせつを予定していると。河川整備に際しては、良好な自然環境ということで、「多自然川づくりを行う予定」とあるのですが、これは今年度の予定ですか。

○上江洲安俊河川課長 大保川については、平成26年度に詳細設計と河口部付近の護岸に取りかかりたいと考えております。

○中川京貴委員 こちらは県の2級河川ですか。河川は何級でしょうか。

○上江洲安俊河川課長 2級河川でございます。

○中川京貴委員 土木建築部長、記憶に新しいと思うのですが、私が一般質問で比謝川の河川の位置づけについてお聞きしましたら、そのときに土木建築部長は嘉手納の比謝川の河口までが比謝川とおっしゃっていました。向こうも、御存じのとおり、2級河川なのですよ。向こうもしゅんせつの要望が出ていると思いますが、そのしゅんせつの必要性。御存じのように河川は県の管理ですよ。

○當銘健一郎土木建築部長 2級河川であれば県の管理です。

○中川京貴委員 御承知のとおり、きょうも台風被害が出ておりまして、その河川のしゅんせつが8年か9年前にやったままで、しゅんせつがされていない状況です。河川が浅くなってきょうの集中豪雨によって沖縄市から来た激流で20トンクラスの船が1隻、漁船が1隻の2隻転覆しています。きょうの夕方のニュースでやると思いますが。それともう一つは、この河川に伴って嘉手納川の住宅地域のほうが少し崩れていますよと指摘したことを覚えていらっしゃいますか。

○上江洲安俊河川課長 委員から河口部の旧石積みの話があったことは引き継いでおります。

○中川京貴委員 中部土木事務所にその要請書が出されておりますが、きょうそこも陥没しております。車1台ぐらいの、もしかしたら家の半分が崩れるのではないかというぐらいえぐり取られております。ぜひこれを中部土木事務所で調査をしていただいて、早急に工事をどうするかということに取り組んでいただきたいと思います。

○上江洲安俊河川課長 河口部のほうの土砂の堆積が原因であれば、これから調査をかけますが、今後しゅんせつに向けての話と護岸の一部崩壊、これは以前聞いております。中部土木事務所のほうにも確認をして応急処置を一整備済みだということであるのですが、この護岸についてどのような整備ができるのかどうかについて調査をして、検討をしていきたいと思っております。

○中川京貴委員 やはりそういった台風やいろいろな災害が起きたときに、予測される場所は早急に取り組んでいけばそれ以上の被害を受けない。その上にある県営団地が崩れたときも全体的にやるべきだということを申し上げましたが、木は残したほうがいいのだと。根っこでもっているという説明があって私は違うと、全部切り取ってのり面を工事したほうがいいのだということで意見の相違がありましたけれども、根っこを残したおかげでまた崩れています。それで今またのり面の工事をしています。ですから、予測されることはいろいろな情報を聞いて一番ベストは何かという工事をしていただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長 今回の台風についても、今、一生懸命土木事務所が現場に出て災害の状況を確認しているところですので、今委員から御指摘があったとおり、次の台風が来たときにきちんと対応ができるようにしっかり私どものほうも現場の状況を踏まえて対応していきたいと考えております。

○中川京貴委員 最後に、きょう国道、県道を通った方はみんな知っていると思いますが、今でも車がそのままとまっているのです、エンジンがかからなくて。恐らく3時間かかった人もいれば、4時間かかった人もいます。那覇市ではバスは通っています。しかし、北部や中部から来ることはなかなかできないのです。それと国体道路もそうですが、沖縄市の国体道路で水がたまる場所がありますよね。例の問題となったサッカー場の近くの国体道路も水がたまります。国道58号付近の比謝川も水がたまって立ち往生をするということもあつ

て、大体台風が来たり、集中豪雨があったら予測される箇所というものは決まっていると思うのですが、その対策についてどう考えていますか。

○當銘健一郎土木建築部長 きょうも一番最初に台風対策についていろいろなお話があったときに、台風の前に何らかの対応、例えば排水溝が詰まるとかそういうものの対策ができないのかという意見がありました。やはり、応急的にできる対策で被害を免れるということもあります。また、恒久的な対策をとらなければいけないというところもあるでしょうが、いずれにしても今回の被害を一つの教訓として、そういう冠水であれば冠水の原因を究明しその対策をとると。崖崩れにつきましては、またどういった方法で抜本的にやっていけばいいのかということのを改めて早急に考えたいと思います。

○中川京貴委員 やはり数字的に、これだけの水が流れてきたらますの設置が1つ、2つで済むという数字が出ると思うのですが、数字的にはいかないのですよ。やはり枯れ葉が入ったり、詰まったり、これをその都度掃除をしていけばいいのですが、そうはいかないものですから、大体多目にますを設置するかやればしのげるのですが、数字がこうだからこれは1つでいいのだという考え方をしているものから、いつもそういう繰り返しの冠水が起きていると私は思います。私は、きょう、現場に行ってきました。ですから、ぜひ同じところの工事が2回も3回もかかることのないように1回で工事をするような仕組みをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長 ますを新たに設置するとかふやすということの前に、まずは維持管理をしっかりすることが大事ですので、その維持管理を改めてしっかりするようにしていきたいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 9ページの陳情平成24年第159号、沖縄赤瓦の使用促進に係る助成金制度についてですが、これは処理概要を見ますと「市町村や関係課と連携して活用を図っていくこととしております。」となっていますが、現在そのような助成金制度がある市町村、そして県は今どのような取り組みをされているのか教えてください。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 今現在、赤瓦の助成制度を設けている市町村ですが、那覇市のほうで街なみ環境整備事業を使って助成をしております。あと与那原町で単独費の予算で助成をしていると聞いております。今年度の実績としましては、那覇市では街なみ環境整備事業費を使っています。それと石垣市では地域住宅交付金事業費を使っています。あとは久米島町で平成25年度の一括交付金を使っております。この3市町で今年度は助成していると聞いております。県のほうでは、去年からなのですが一括交付金の助成制度を設けたいと考えており、平成26年度から設けたいということで予算要求してきたのですが、基本的には財政の措置が認められなかったという経緯がありまして、次年度以降に向けて調整をしているところでございます。

○新垣清涼委員 今年度から入っていないのかと思って聞きました。せっかく処理概要の下段に研究開発の取り組みですとか、技術開発についても取り組みをしたいと出ているものですから、赤瓦の技術開発の研究をすることに応援がないということは沖縄らしい景観づくりに本当に取り組む意思があるのかなという疑問があるものですから、ぜひそこはそういった開発研究を含めて支援も、そして、よそへのアピールもしながら取り組みをしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 今、新たな赤瓦の助成ということで、一括交付金を含めて県のほうでも助成できないかということで平成27年度の予算要望をしております。あと、平成27年度に関しては赤瓦の技術開発についても予算要望をしております。両方について今後とも財政当局と調整していきたいと考えております。

○新垣清涼委員 ぜひそういった取り組みをしていただきたいと思います。

続いて29ページ、陳情平成25年第69号についてですが、台風対策などいろいろあってこの場所は一私もまだ現場を見てはいないのですが、皆さんの処理概要を見ると調査をこれまでされていて、さらに必要な維持補修をやってはいるけれども平成26年度もさらに調査ということなのですが、前段に変化が見られると書いてあります。その現地調査の結果については、まだ着手するに至っていないという結論なのか、そのことについては地域の皆さんには説明はされているのか、その辺の説明をお願いします。

○赤崎勉海岸防災課長 武富ハイツの件でございますが、ここについてはこれ

までも調査をしていると処理概要に書いてありますが、これは維持管理に関する調査をしておりまして、対策工事を平成5年度以降からやっております。そのアンカーのボルトが緩んでいたということがありますので、それを改めて締め直すとかという維持補修の工事をやっております。今年度やることについては、この区域は危険区域が2.45ヘクタールありますので、その全地域について再度調査を入れまして事業化に向けて糸満市と一緒にやっていくということです。

○新垣清涼委員　ここは住宅地ですのでそういう傾斜地が徐々に崩れるということはないと思います。崩れるときはパンと起こりますので、そういう意味では被害が起こる前にぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

○新垣良俊委員長　ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員　今の9ページの赤瓦に関連をして少しお伺いしたいのですが、県道77号線でしょうか、糸満市のバス停で赤瓦を使った停留所が何カ所かあるのです。以前、停留所の設置に関しては県のほうでも随分やっているとこととお伺いしたことがあるのですが、赤瓦を使ったバス停は県で設置をしたのでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長　私の手元には県の道路管理者がやったかどうかという資料はないのですが、バス停の上屋というものは道路管理者がやったり、またはバス事業者がやったり、あとは地域の市町村がやったりなどありますので、申しわけありませんが、今のところ道路管理者がやったという資料は持ち合わせておりません。

○新垣安弘委員　こういう陳情が出てくること自体—赤瓦に関しては土木建築部だけではなくて、観光振興とかいろいろな面でかかわりがあるかと思いますが、ただできるだけこういうものがふえていくことが望ましいと思いますし、そういう点ではバス停を県のほうでつくるということもあるわけですから、そういうときにぜひ赤瓦を利用した停留所をつくるとか、そこら辺は積極的にやっていったらいいのではないかと思います。そこはどうでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長　現在のところ、道路管理者が設置するバス停の上屋

につきましては、自動車を持たない高齢者や学生等の移動を支援するため、また公共交通の利便性を向上させることを目的としてやっております、標準的なバス停の上屋を現在やるようにしています。那覇市では、那覇市の景観に考慮したバス停ということでやっております、那覇市内の県道につきましては今度は那覇市とタイアップをして少しグレードアップしたような上屋もつくっております。今委員がおっしゃる赤瓦も今後検討の余地はあるかと思っております。

○新垣安弘委員 今おっしゃった観点からの設置ということでもあるとは思いますが一観光振興は別の部門かもしれませんが、そういう観点もあっていいと思いますので、ぜひそういう観点も含めた上での取り組みがなされたらいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後にもう一つ、14ページ、陳情平成25年第7号、玉城那覇自転車道について。この陳情が出てきた背景というものを伺いたいのですが、これは自転車道を早くつくってもらいたいのか、それとも自転車道というよりも、とにかく道路の整備を陳情者は急いでいるのではないかということをおもうのですが、そこら辺は県としてどう捉えていますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 玉城那覇自転車道につきましては、南部市町村会より平成元年に県へ要請が出ております。それをもとに平成2年度に路線認定いたしまして、事業着手しております。現在進めているところではございますが、どうしても一部用地交渉のほうで難航しております、地域からは早期の供用開始を求められています。今後は、用地交渉が厳しいところにつきましては既存の道路空間を活用した整備、それも考慮しながら早期の供用開始を目指していきたいと考えております。

○新垣安弘委員 このことをなぜお伺いしているのかといいますと、たまたまつきしろの歩道の中で色の違う部分があったので地元の方にこれは何ですかと聞きましたら、これが首里までのいわゆる自転車道路ですよ。それを聞きまして、そこを走っている自転車を見たことがないということがあったものですから、しかもつきしろといったら随分高台ですし、首里までの自転車道といったらなかなかイメージとして浮かばなかったものですから。ただ、自転車道というのは県の今後の課題でもあると思います。全体の路線の中で、たまたま私が見た自転車道というものは歩道の一部の色が変わっていたのですが、これは全部歩道の中に自転車道というものがあるのか。それとも車が通る路肩のほう

も自転車道ということをつくったりしているのか、そこら辺は全線の中でどのような割合になっているのでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 自転車道につきましては、基本的には自転車専用の道路としてやっておりますが、委員のおっしゃられたつきしろでは歩道の一部を活用するやり方もございます。現在のところこの二通りなのですが、先ほどの答弁でお答えしました用地交渉の厳しいところにつきましては一部道路を活用して対応していきたいということも考えております。

○新垣安弘委員 例えば、目玉事業として県民の健康増進、観光振興、地域観光交流、この3点の目的に自転車道というものをやるのですが、これはこの趣旨にかなうような効果が上げられますか。これは平成18年完成予定のものがいまだにできていなくて平成29年度完成予定ということですから、当初の目的自体がどうだったのかなというものがあるのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 確かに工程が今おこなっている状況ではございますが、当初の目的を達成するためにこれからも鋭意努力していきたいと考えております。

○新垣安弘委員 最後に、県内の道路行政の全体としてこの自転車道に対するこれからのビジョンといいますか、取り組みといいますか、そこら辺はどういった位置づけになっているのでしょうか。

○嶺井秋夫道路管理課長 現在のところ、県内全域を網羅しての自転車道の計画というものは特にございませんが、これから国、県、市町村を交えまして具体的な話が出てきましたら3者で調整をしていきたいと考えております。

○新垣安弘委員 今私が言った県内全域の自転車道というものは、全域に自転車道を整備すべきではないかということではなくて、自転車道を必要とするところ、例えば都市部を優先しないといけないとか、そこら辺の自転車道の取り組み方について何か方針みたいなものがあるのかどうかについてお聞かせ願いますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 まず、基本的には市町村からの要請・要望がありまして、それをもとに国、県も一緒になって協議会を設置してやっているところ

でございます。現在、那覇市、浦添市とは国、県も一緒になって協議会を設置しまして、自転車ネットワークをつくる計画策定に向けてやっているところでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 2件確認をしたいのですが、まず31ページ、陳情平成25年第73号、安里川の擁壁に関する陳情について。これまで県の立場は問題に当たる箇所はないという処理方針だったのが、ここへ来て「対策を講じたいと考えております。」と変化しています。その変化にどういった背景があったのか、どう変化したのかについて、その辺いかがでしょうか。

○上江洲安俊河川課長 この陳情については、平成25年の6月に上がってございまして、5月21日に現地確認を行っているのですが、そのときには目視確認しかできませんでした。その後、草刈りや専門家に対して委託をかけて調査を平成25年の12月までにやっております。その結果を受けて、緊急性については見当たらなかったのですが、横の亀裂が入っている、それから擁壁がない箇所がある部分については弱点部となるという判断から補修に向けた調査を今やっているところでございます。

○仲宗根悟委員 陳情の内容にも5月21日に職員に来てもらったと、そのときには目視でしかできませんで、問題はないということで帰ったと。その後の陳情者とのやりとりもあったとは思いますが、目視でこのような返事をしてしまったという内容では皆さんの立場も一陳情者は大変心配をして陳情するわけですから、余りにも軽率だったという思いは否めないと思いますが、その辺に対してはいかがですか。

○上江洲安俊河川課長 これにつきましては、2月ごろに調査結果を陳情者に説明しております。それから、6月にも今の方針について陳情者に対して南部土木事務所から説明をしております。

○仲宗根悟委員 処理概要の中に「今後」というようなことがありますが、その「今後」というものはいつを指すのか。平成26年度なのか、平成27年度なのか。どうですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 今年度補修方法について検討をして予算の範囲内で着手できるのであれば今年度やりますが、そうでなければ次年度に向けた予算要求をしたいと考えております。

○仲宗根悟委員 こちらも早急な取り組みが必要だと思いますので、ぜひ補正予算を組んででも今年度要望に応えるような格好で対処していただきたいと思っております。

あと1件なのですが、38ページ、陳情平成25年第122号。これも確認をしたいのですが、財団法人郵便貯金住宅等事業協会一郵便協と古島団地の解決なのですが、これは1号棟から4号棟まであって、1号棟が全て和解をしているという内容なのか。その全体の2、3、4号棟含めて全部和解に向かっているのか、その辺はいかがでしょうか。

○嘉川陽一住宅課長 郵便協の元古島団地について、今の状況はどうなっているのかという御質疑でございました。郵便協については、平成22年の6月、今から約4年前からパークレー社が退居を求める裁判を起こしてございました。まず最初に1号棟について裁判を起こしていったということがございます。そして1号棟につきましては、ことしの2月26日に最高裁のほうで住民側の上告が棄却されたということがございまして、その後パークレー社のほうと和解が成立しております。それを受けて2号棟から4号棟につきましても、ことしの6月6日にパークレー社と最終的に全て和解したということになっております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 以前にも聞いたことがあるのですが、新規でも出ているものですから。なぜこのことに対して処理概要を出せるのかということになってきますけれども、42ページ、陳情第12号は、前回いつだったかは忘れましたが、那覇港管理組合の処理概要についての最後がいつも「とのことであります。」みんなそうですね。これについては聞かせていただいたことがあります。最終的には、議会事務局の受ける側に問題はあるだろうということになりました。今回も新規であります、陳情第42号の4的那覇管理組合に関するものは。要するに、わかりやすく言えば県との関係はないですよということなのですね。

答弁をお願いします。

○**當銘健一郎土木建築部長** 那覇港管理組合につきましては、県、那覇市、浦添市でつくる地方自治法上の一部事務組合でございます。県の出資比率は、6対3対1で6割を出しているということですが、やはりこれは地方自治法上の特別地方公共団体という扱いですので、この那覇港の管理運営、その他経営に関することについては全て那覇港管理組合のほうで管理者として知事がおりますし、専任の副管理者もおりますし、また組合の議会もございまして、そこでいろいろな御審議をいただいているわけで、私ども県の知事部局のほうから管理組合の運営の方針といいますか、そういう施策についてこうだと明確には申し上げられません。ですから、常に那覇港管理組合から聞き取りをした内容をこういうふうに聞いております、あるいはこういうことでございますという答え方しかできないという状況でございます。

○**浦崎唯昭委員** ということは、突き詰めればそういう処理はできないということのお話になりますし、ある意味では議会に失礼なことになっているのではないのかなということを感じるのですが、それに対していかがですか。

○**當銘健一郎土木建築部長** それは議会でこういう陳情があつて土木環境委員会でその陳情の処理概要について議論をされると。そのことについては、那覇港管理組合といつも連絡をとって彼らの考え方を聞いておりますので、そういう中で県議会にはそういう陳情が出されたと。そして、我々との議論の中で彼らのほうについても陳情の案件についてはこうしていこうというようなことを県とも一応やりとりはしておりますので、全く県は権限はありませんけれども、やはり6割も出していて、構成団体として当然やるべきことはやっていると考えております。

○**浦崎唯昭委員** 今、お金も出している、だから物を言う権利はあるということの考え方になっていますが、そういうことでしょうか。

○**當銘健一郎土木建築部長** お金を出しているということは一つの事例として挙げたわけでございまして、やはりこの一部事務組合という県、那覇市、浦添市で構成しているものの構成団体として当然言うべきことはありますけれども、彼らの事業に対して直接我々があしなさい、こうしなさいと言うことは違う自治体ですので、これはできかねるということでございます。

○浦崎唯昭委員　まさにその確認をしたいのですが、そういうことであれば私は処理概要を出すのも那覇港管理組合に出して一先ほどもありましたようにお金も出しているけれども、議会から議員も出しているわけですよ。お互いに、10名の議会の議員があります。そこでこの陳情は処理すべきでないかと。基本的にはそういう考えが私も立つわけです。私も那覇港管理組合の議員をしておりましたので。それを県議会でもこういう形で「とのことであります。」というものの処理をすることが適切ではないと。土木建築部長はいろいろなこと言っておられますけれども、そう思います。そういう意味では、そういう立場からこういうことに対しての対応はすべきではないのかと改めて思うのですが、どうでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長　形式的に申し上げれば、受理された陳情について我々執行部は処理概要をきちんとつくらなければいけないということもありますけれども、行政実務全般をつかさどる県に対して那覇港管理組合の行う事務事業についても陳情されているのだらうと思いますので、我々は那覇港管理組合とよく調整をしてこのような処理概要をつくっているわけです。しかし、どうしても主体的に主語を県はということには法律上できませんので、そこは一つ御理解をいただきたいと思います。

○浦崎唯昭委員　理解はできますけれども、そのような処理をすることについてはやはり那覇港管理組合が適当ですのでということで、もしそのような陳情がありましたら、そういうことを受けた側に話して処理をしてもらうということは基本的にやるべきことではないのかなと、人格が違うものですから。出資しているとはいえ、そういう形でやるべきではないのかと私は思っております。

○當銘健一郎土木建築部長　陳情が出てきた際にも所管は那覇港管理組合でございますというお話はしているのですが、やはり県に対しても陳情をしたいということもございましたので、県は那覇港管理組合とよく調整をして処理概要をつくるということで対応させていただいております。

○浦崎唯昭委員　県にも陳情をしたいから受け付けるということは、まさに基本的な考え方として私は適切ではないという感じはします。気持ちはよくわかります。ただ、やるべき場所はそこではないという中で「とのことであります。」という処理概要のあり方は私は間違っていると思っています。こういうものは

やるべきではないと、本来の行政同士の流れであれば。それについてこれ以上言うことはできませんけれども、議会事務局には前にも言いましたが、陳情を受け付ける場合にはそのような立場からもう一度局長を中心としてお話をしてもらいたいと要望して終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、環境部関係の陳情平成24年第76号外16件の審査を行います。
ただいまの陳情について、環境部長の説明を求めます。
なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。
當間秀史環境部長。

○當間秀史環境部長 今年度から新たに環境部となり、主に環境と緑化について仕事をしていくこととなりましたので、よろしくをお願いいたします。

それでは、環境部所管の陳情について、お手元の資料土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境部所管の陳情は、継続16件、新規1件、計17件となっております。

初めに、継続16件中、処理方針に変更がある5件について御説明いたします。
お手元の資料1ページをごらんください。

陳情平成24年第76号、記の1につきましては、環境省が災害廃棄物の処理工程表を公表したことに伴い、変更があった部分について御説明させていただきます。下線部をごらんください。

その後環境省は、平成26年4月25日付で「災害廃棄物等の進捗状況」の中で広域処理が必要な岩手県の33万トン、宮城県の29万トンについて、1都1府16

県92件において実施済みであり、広域処理必要量62万トンの全量が受け入れ実施済みであると発表されております。

県としましては、今後の動向について国等から情報収集していき、適切に対応していきたいと考えております。

次に、10ページをごらんください。

陳情平成25年第17号につきましては、株式会社倉敷環境に対して発出した改善命令についての時点修正を行っております。また、地下水の水質調査結果などから環境基準が超過した原因については最終処分場の影響である可能性が極めて高いと考えられ、ごみ山改善進行管理協議会において説明したことなどから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、21ページをごらんください。

陳情平成25年第123号につきましては、先ほどの陳情平成25年第17号で示したとおり、水質調査の結果を踏まえて、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、23ページをごらんください。

陳情第15号につきましても、陳情平成25年第17号と同じく、水質調査の結果を踏まえて、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、26ページをごらんください。

陳情第18号につきましては、平成26年度から基地環境特別対策室が新設されたことなどから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

続きまして、新規の陳情1件につきまして、処理方針を御説明いたします。

27ページをごらんください。

陳情第38号、赤土流出等による河川及び海岸の環境調査事業を求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

県では、平成25年度に策定した沖縄県赤土等流出防止対策基本計画、以下基本計画というの進捗状況を確認するために、県内の重点監視海域等28カ所において、モニタリング調査を実施しております。

調査内容は、海域における赤土等の堆積状況、水質状況等及び流域の陸域対策の実施状況となっており、調査結果については環境保全課のホームページで公開しております。

また、河川の赤土等堆積状況調査については、河口部における濁りの状況や、堆積土砂による巻き上げの状況及び透視度計による濁度測定等の調査を行っております。

今後は、基本計画に掲げた環境保全目標の達成に向けて地域と連携して、赤土等流出防止対策を総合的・計画的に実施していくこととしております。

なお、石垣市においては、本計画に基づき重点監視海域9カ所、監視海域3カ所のモニタリングを実施しております。

以上、環境部に係る陳情案件について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣良俊委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 10ページ、陳情平成25年第17号のごみ山の問題についてですが、今の高さは何メートルまで下がっていますか。

○比嘉隆環境整備課長 株式会社倉敷環境一倉敷環境の最終処分場の現在のごみ山の高さですが、管理型と安定型ということになっておりますが、安定型につきましてはほぼ標高の68メートル、そして管理型につきましては標高98メートルほどの高さになっております。

○嘉陽宗儀委員 標高とは海からの話ですか。海ではなくて、あの場所からは幾らになっていますか。

○比嘉隆環境整備課長 グランドレベルでいいますと約30メートルということでございます。

○嘉陽宗儀委員 このごみ山問題を前からずっと取り上げているのですが、この事業者がしぶといのでしょうか、なかなか皆さん方の指導も聞かない、沖縄市側の指導も聞かないという、皆さん方が苦勞しているということはわかるのですが、このような場合には刑法にひっかかる場合や廃棄物の処理及び清掃に関する法律にひっかかるなどいろいろあるわけですから、やはり毅然たる態度を示すということが必要だと思います。ただ、私から言えば、前はかなり横着でしたが最近は皆さん方の言うことを少しは聞くようになったのかなと思って

いるので、努力は認めます。やはり最後まで徹底して一東南植物楽園も開いて観光地としてもクローズアップもしてきているので、早目にごみ山をゼロにさせるということの決意をお願いします。

○當間秀史環境部長 倉敷環境のごみ山問題については、これまでも市民等からもいろいろな意見もあって指導も難渋していたところではありますけれども、ここ二、三年に至ってはかなり改善の姿勢、そして具体的に改善をしているところがあります。今、安定型につきましては、やっと約束の68メートルぐらいまでは何とか持ってきておりますので、今後も引き続き指導を行って、管理型の部分についても早目早目に改善ができるように県としても指導を強めていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 履行期限を決めて改善命令を出してもなかなか聞かなかったけれども、いつまでも同じ事の繰り返しはだめですので、聞かない場合にはどうするのかということも含めて、私は何度か刑事告発しなさいと言いましたが、これは検討する必要があるのではないですか。

○當間秀史環境部長 あれだけの大きな山がございますので、やはり手続を踏んでしっかり指導をしていきながら一今、ごみ山については改善命令を出しております。前回は改善命令を出した後、それが履行されなかったものですから営業停止を1カ月ということをして、その後改善が進んで今回もまた改善命令をかけているという状況でありまして、その様子も見ながら最終的な目標はあの山を改善することが目的なので、いきなり刑事手続を踏むということは考えておりません。

○嘉陽宗儀委員 向こうの住民が刑事告発をしていますので、皆さん方は調整をしなくてもいいかもしれませんが、今はそういうお話になっております。皆さん方がやらないので。しかし、どう解決するのか。皆さん方は改善命令と言いますが、これも何回も出していますよね。私の計算では30回ぐらい出しているのではないかと思います。それをやらないのでそういう話が出てくるのですが、やはり今度はちゃんと物にしてください。今10ページの中で特に「水質調査結果等を踏まえ」というものが出ていますが、ヒ素については因果関係は事業者だという可能性が高いと言いますが、これはいつ決まるのでしょうか。

○當間秀史環境部長 これについては最終報告書をまとめておりまして、近々

その報告書を出すことになっております。その中では、どちらかといえば確定的に産業廃棄物処分場に原因があるという書きぶりになっております。

○嘉陽宗儀委員 ほかにヒ素を垂れ流すような企業があるわけでもないのに、そこしかないのですから。ですから、原因特定はやりやすいと思うのですがなかなか進まない。専門委員会、対策委員会いろいろごちゃごちゃしていたのであれですが、皆さん方もカバーをして、そうではないと思いますと。水のとり方もごまかして、地下40メートルからとって表層水にはヒ素はありませんでしたみたいなことをやっていたのですが、ああいうことをやるのではなくて本当に県民の環境を守るという、水質を守るという立場に立って仕事をしないと。地下水が汚染されているのではないかと言ったら、皆さん方は地下40メートルの湧き水からとって何も汚染物質は見つかりませんでしたと。こういうことをするから変わらないのですよ。ですから、今度は早目に特定をして県民に公表してください。

○當間秀史環境部長 これまでヒ素につきましては、天然由来、自然由来もあったものですから、そういうことも踏まえて慎重に結果を出したところでございますけれども、今回その他、いわゆる化学物質で1,4-ジオキサンやベンゼンなども出ていて、やはり水質の悪化は産業廃棄物由来だろうということが確定しましたので、その旨で報告書は出すことになっております。

○嘉陽宗儀委員 環境部長の表情を見ると決意があるので質疑を終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 8ページ、陳情平成25年第16号、沖縄県産業廃棄物最終処分場の件ですが、現在の進捗状況を教えてもらえますか。

○比嘉隆環境整備課長 公共関与によります最終処分場の件ですが、事業主体であります沖縄県環境整備センター株式会社と地権者との間で去る6月24日に土地の売買契約が終了しております。それを受けまして現在事業者のほうで基本計画の委託、あるいは生活環境調査ということで調査を進めております。

○具志堅透委員 うまく順調に進んでいるなという感じがあるのですが、随分

前—この陳情もそうですが、地元の中の地元と言ったらいいのか、部間地区から二、三声があったと聞いているのですが、その辺のところはもうクリアされているということでもよろしいですか。土地の場合は契約もしたということであれば、地元合意形成ができているものと解釈するのですが、その辺のところはどうですか。

○比嘉隆環境整備課長 地元の部間の区長といいますか、協議会等で話をしておりますけれども、おおむねそこでの設置については了解を受けているものだと考えています。

○具志堅透委員 一つ、方式ということで教えていただきたい。整備に当たっては、これまでのオープン型を変更してクローズ方式ということになっているのですが、これは三面張りをしてふたをするという、いわゆるクローズということの意味なのか、その辺を教えてください。

○比嘉隆環境整備課長 これまで多くの処分場が屋根のない状況だと思いますが、クローズの場合には屋根をつけまして飛散しないように、あるいは雨水が入らないようにという構造になっております。

○具志堅透委員 三面は当然全部コンクリートで張るわけですね。特にそこにふたをしていくということではなく、屋根をするということですか。

○比嘉隆環境整備課長 屋根をつけまして、この屋根は移動式になるのですが、ある一定の区画が終わりますと次の区画に屋根を移動して、その埋められたところは覆土をするという、そういう形の方式でございます。

○具志堅透委員 満杯になれば、基本的には雨が入らないように徹底してやると。そして、そこが埋まれば移動していくのですが、埋まれば完全にコンクリートで閉鎖をするということでもよろしいですか。

○比嘉隆環境整備課長 必ずしもコンクリートで埋めるということではなくて、例えば土でもって覆土するなどの方法等も考えられると思います。

○具志堅透委員 完全に密閉するのですか。

○比嘉隆環境整備課長　そうです。

○具志堅透委員　ある意味、迷惑施設的な部分があるのだらうと思うのですが、せつかく名護市、あるいは安和地区で合意形成ができてそこまで進んできていますので、ぜひともうまく進めていただきたいと。あとは当然県がやることの中で、管理運営に当たっては、今後先のことではあるのですが、後で公害が出るとかそういったことのないようにしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、15ページ、陳情平成25年第50号の4、不法投棄・動物の遺棄等についてですが、処理概要を読んでいますと「警察OBによる廃棄物監視指導員や不法投棄監視員を保健所へ配置し、不法投棄の監視と早期発見に努めております。」ということになっていますが、保健所ということは各保健所ということになるのか。これは離島・過疎地域からの要望ということで、特に過疎地域、北部地区、あるいは離島からの要望が強いのだらうと思っているのですが、そういった箇所が網羅されているのか。その配置員を何名程度で構成し、監視・指導を何回ぐらい行って、その効果はどのぐらいあるのか、その辺までお願いします。

○比嘉隆環境整備課長　保健所に配備しております警察官OBにつきましては、廃棄物監視指導員と不法投棄監視員というのがございまして、各保健所にそれぞれ配置をしております。平成25年度の監視実績でいきますと、廃棄物監視指導員が延べでございまして5868件、不法投棄監視員が3304件という数字になっております。

○具志堅透委員　わかりました。それなりの一定程度の効果が出ているということ。その各保健所の中で廃棄物不法処理防止ネットワーク会議というものがあるのですが、それを読んでいくと各市町村の職員が産業廃棄物云々もありますが、各41市町村全てを網羅した形でネットワーク会議というものが設立されているのか、教えてください。

○比嘉隆環境整備課長　おっしゃるとおり、各保健所ごとに管轄市町村含めまして、また警察署の生活安全課等の職員などの関係機関をネットワークの委員として各保健所単位に活動をしております。

○具志堅透委員　そのこともですね、私はヤンバル地区の出身で過去は非常に

動物も含めて不法投棄も多かったりしたのですが、最近少し減ってきているような、そういった効果が出ているのではないかと思います。ただ、これは一度効果が出たからということで終わるとまたすぐに発生してきますので、継続的に監視体制は必要だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。あと1点、動物の遺棄についてなのですが、下の部分の「上記のキャンペーンとあわせ、同法の改正内容の周知を図り、今後も啓発活動を強化していく考えです。」となっております。そのことの強化をしていただいて、私の感じとしてはかなりヤンバル地区においては減っているだろうという感触も持っておりますので、同じくしっかり取り組んでいただきたいなど。昨年でしたか、視察に行ったときに捨て猫が最近多いと言われておりますが、そういったキャンペーンもこれはやはり県民全体がそのことを知ることだろうと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。決意をお願いします。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 御承知のとおり、捨て犬、捨て猫についてはヤンバルの希少動植物にも非常に影響するというところで、ヤンバル3村につきましては条例を設置してございます。ネコの愛護及び管理に関する条例ということで3村特別の条例をつくってもらって管理をしていただいているという状況でございます。犬については、狂犬病予防法というものがございまして、その法律でしっかり捕獲をしたりということで一応管理はできているということでございます。特に、猫については先ほどのヤンバル3村の条例とあわせて地域猫活動というものを県で推進をしているところでございます。今、捨て猫等によるふんがあつたり、ごみを散らしたりということで非常に生活環境を悪くしているということで一猫は大体寿命として五、六年ぐらいなのですが、その間地域がみんな一緒になってふんをする場所、餌を与える場所について取り組むということであれば動物愛護管理センターも一緒になって猫に去勢を行って、五、六年の猫の一生をその代で終わらそうということで地域猫活動というものを展開しております。そういう意味でも、こういうことで各種政策を展開しながら捨て猫対策等について推進していきたいと考えております。

○具志堅透委員 しっかり頑張ってくださいと思います。

最後に、27ページ、陳情第38号、石垣地区の赤土流出等による河川及び海岸の環境調査事業を求める陳情についてです。これは調査を求められているのですが、もう調査をしている場合ではないのだろうと思ったり、あと処理概要を見ても基本計画に掲げた環境目標達成に向け云々、そして赤土等流出防止対策を総合的かつ計画的に実施していくということになっておりますが、その辺の

ところで総合的・計画的という具体的な実施の仕方があれば教えていただけますか。少し抽象的過ぎるという感じがしますので。

○當間秀史環境部長 赤土の流出につきましては、先ほどお話があったように、特に北部と離島でかなり厳しい状況があります。そのようなことからこれまでのように調査だけをしているという世界を一步抜け出さないといけない段階に来ていると思います。例えば今、我々沖縄県の全海域76海域を監視海域としていて、沖縄県のほとんどの海域を調査しております。その沖縄県のほとんどの海域の55%については—SPSSというのですが、要するに海域が多少海辺で攪拌すると赤土が舞い上がって濁ってしまうような海が実は沖縄の海の55%を占めているというすさまじい状況になっています。そういうことから我々は今回、基本計画を定めてそのような重要海域として監視海域を76海域定めて今監視をしているというところです。ただ、それだけでは足りませんので、今後具体的に地域と共同して防止対策を進めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 石垣市のほうでも基本計画に基づいて重点監視海域9カ所、そして監視海域3カ所のモニタリングを実施していると—先ほど76海域をやられているということで、前にも話をしていると思いますが、基本計画の策定は平成25年度で終わっています。その中であとはこれをモニタリングし—いつまでもモニタリングをするのではなくて防止に向けて実際に赤土流出を防止するという施策に移っていくべきだろうと思っております。去る我が党の代表質問の中でも自然環境と地域振興をテーマにした共同事業ということを経営部のほうで新たな事業として今芽出しをしようとしていることについては、先ほど環境部長からも出ましたので、その目的はいいとして、県の役割はどのように考えていますか。

○當間秀史環境部長 基本的に、今赤土が流出しているというものは、赤土の流出量の全体の86%が農地からの流出でありまして、あとは開発現場からが15%ぐらいだということになっております。それで、農地からの流出をいかにとめていくかということは、地域で一体となって取り組まなければとてもできる代物ではないと考えております。そういったことから、県として、例えば、これは流れてくるのはどうしても河川ですので、その流域ごとにその地域の河川を再生して、もとのようなきれいな河川に戻してあげる、そうすることによって地域の農家の人たちも意識づけができて一緒に共同して河川を守っていこうということができないのではないかとということで、今我々としては、例えばある

河川について河川の赤土のしゅんせつを行う、そして河口のしゅんせつも行った上で護岸を今のコンクリート護岸から自然環境に即した自然環境護岸に変更し、なおかつ発生源である農地についても抜本的な対策を進めていくと。そういうモデル事業を今後進めていくということで、県としては赤土のしゅんせつや自然環境再生事業を実施したり、河川改修をしたりという事業をやっていると思っています。

○具志堅透委員 まさに今この事業が沖縄県の赤土流出防止対策の大きな目玉になるのではないかと思います。というのは、今環境部長の答弁の中にも出てきましたが農家との連携、やはり86%も農地から赤土が出てくるという、そこをどうにか抑えないとどうしようもないということ。そこも一緒に入れた河川の整備をしていくということに関しては、非常に重要だろうと考えていますので、しっかり頑張ってください。あと、その予算的なもので町村が事業を取り入れるときの負担も考えていますか。

○當間秀史環境部長 今のところは、それぞれの県と町村の役割とNPOとの役割をはっきり決めた上で県は県として予算執行していくと。そして、町としてはいろいろな維持管理の部分をやっていただくというふうにして、特に県がやった事業に対して負担金を求めるというようなスキームは考えていません。

○具志堅透委員 先ほどから同じことなのですが、その赤土流出を防止する。実は、先ほど休憩中にも話をしたのですが、私は6時40分ごろ家から出てここに着いたのが12時10分。ですから5時間半ぐらいかかってきたのですが、西海岸から東海岸に回されて一これは道路の冠水だとかいろいろあったのですが、その中で海岸を西も東も見てきました。本部町から名護湾、そして恩納村の手前、あるいは宜野座村、金武湾、うるま市の手前ですね、真っ赤なのです。確かに降った雨量が300ミリというとてもつもない、想定外といいますか、予想を超えていますのでしようがないのかなという部分もあるのですが、ただ普段から防止を努めてやること、それがおさまらないと将来本当に沖縄の観光は死んでいくのではないかなと思うぐらい一沖縄の海を残さないといけないうらうと思っています。今回のこの事業は、河川を整備し、しゅんせつをし、マングローブの整備などシーツーリズム、グリーンツーリズムを交えた中でエコロジー、あるいはヤンバルにおいては民泊事業だとか観光振興にも資する事業であると思っていますので、しっかり頑張ってくださいと思います。そして、まずは赤土流出の多いヤンバル地域から事業を真っ先に取り入れていくと

いうふうに希望をして終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 15ページ、陳情平成25年第50号の4。先ほど具志堅委員が質疑をしていました不法投棄の問題について少しお伺いしたいのですが、この不法投棄の実態とといいますか、県内の実態について教えてください。

○比嘉隆環境整備課長 平成24年度の実績でございますが、県内の1トン以上不法投棄されている場所、これは市町村を通じて確認しますけれども、件数として122件ということになっております。

○奥平一夫委員 総重量はどれぐらいですか。

○比嘉隆環境整備課長 122件で8923トンとなっております。

○奥平一夫委員 122件ということは、122カ所で不法投棄物が発見されたということですか。

○當間秀史環境部長 発見場所ということでございます。

○奥平一夫委員 現在、この場所はどうなっているのですか。その不法投棄物はどうなっているのでしょうか。

○比嘉隆環境整備課長 不法投棄場所につきましては、122件確認されていますけれども、例えば投棄した方がわかればそれを指導するということもあるのですが、なかなか誰が投棄したのかわからないので、そのまま放置されているというものが現状でございます。

○奥平一夫委員 結局は放置されるわけですね。不法投棄者が特定されないとそのまま放置されているという。これは、例えば行政に道義的責任というものはもちろんないのですが、環境保全上このような不法投棄状態を投棄者が判明しないということでそのままその状態を維持していることについて、環境部長の見解を伺います。

○**當間秀史環境部長** 一般的に廃棄物については排出業者の責任ということで、その法律の体系も基本的には排出業者にさせると。命令をかけた上でそれができない場合には県として一市町村でもそうですが、代執行をして、それに要した金額を事業者に請求するというものが原則です。しかし、原因者が特定できない場合、基本的にはどうしても行政でやらざるを得ないのですが、ただこれについてもなかなか予算がないところで、過去には平成23年度に国からのニューディール基金というものがございまして、それによりまして各市町村に補助金として基金を流して市町村の不法投棄をかなり撤去してもらったことはあるのですが、それでもやはりまだできていない状況がありまして、今後もこの辺の予算については要求していく必要があると思っております。

○**奥平一夫委員** 平成24年度に122件、約8900トンの不法投棄が見つかったと。これは、例えば平成23年度分の不法投棄分もこの平成24年度分には入っているのですか。全く入ってなくて新しい122件の不法投棄が見つかったということで理解していいですか。

○**比嘉隆環境整備課長** 122件は新しく見つかったということではなくて、これまでである場所も含めて122件という件数でございます。

○**奥平一夫委員** 私は10年前からこの質疑をしているのですが、10年前も大体これぐらいの不法投棄はありました。では、前年度以外に新しく不法投棄された分というのはわかるのでしょうか。しつこいようですけれども、こういうものが私もわからないのです。

○**當間秀史環境部長** 先ほど、今、不法投棄件数が122件で8923トンあるという説明があったと思えますけれども、平成23年度でこの122件の中の36件が撤去されていまして、撤去量が6397トンとなっております。ですから、あとまた残り2000トンぐらいが残っていると、それにまた積み重なっていくという状況になろうかと思えます。

○**奥平一夫委員** 余りしつこくは言いたくないのですが、不法投棄で有名なのは宮古島で、ウチアタイしながら聞いているのですけれども。ただ、確かに投棄者が特定できないという中で税金を使ってそれを処理するということがいかに難しいかということも非常にわかるのですが、やはり観光産業といたしますか、

これからもいろいろな方がいろいろなところに観光でいらっしゃるわけですね。これはヤンバルに行ったり、離島に行ったりしますけれども、それはやはり目につくわけです。そういう意味では、こういう不法投棄で例えば2年ぐらいそのまま残留しているものについては行政で処分をするという仕組みをつくらないといつまでたってもなかなか減らないし、これは県だけではなく当該市町村とも連携をしながらこういう処理をしていくということが非常に大事だと思っっているのですが、いかがですか。

○當間秀史環境部長 おっしゃるように特に自然豊かなところですか、観光地でこのような不法投棄があると非常に県のイメージも傷つくところがあって、そういう長く置かれた部分については県としての補助金、市町村には実際具体的にやってもらうという仕組みを一つつくる必要はあると思います。ただ、それをやることによって不法投棄がさらに進んでいく、逆に捨てた者勝ちという世界が出てくるとまずいので、その辺の兼ね合いの中でどのような事業が仕組めるのか検討をさせていただきたいと思います。

○奥平一夫委員 これはそう言っている場合ではないのかなと。年間に1万トン近い不法投棄が出るわけですから。それを年間大体6000トンぐらい処分するという。常に2000トン、あるいは3000トンという不法投棄がそのまま残るということについては、そうは言っていられないのではないかなと思います。例えば、宮古島市ではごみ収集のための袋がありますが、その袋を売って不法投棄を回収するというのも今やっていたりします。ですから、ある意味市町村にも自分の責任を持たせながら監視をしていくと。これは監視しないことにはどうにもなりませんので、その監視を強化していくということを市町村と連携をしながらやっていかないとなかなか難しいと思うのですが、その辺の連携の話とか、あるいは処理費用の捻出ということについてはどうですか。

○比嘉隆環境整備課長 今委員おっしゃるように、有料化ということも一つの手だと思います。先ほど総量で8923トンと話しましたが、そのうち一般廃棄物が5329トンでございます。いわゆる事業者が捨てるというよりも一般廃棄物が多いということです。ですから、そういう意味では市町村と県と連携をとって、先ほど質疑がありましたけれども、ネットワーク会議等でのそのような話し合いもしておりますので、そういう取り組みを今後進めていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 ぜひお願いをしたいと思います。

それから、次の16ページ、陳情平成25年第50号の4の22番、離島町村で処理できない廃棄物の処理・回収ルートの構築について。処理方針の中で、処理困難物のとありますが、離島での処理困難物というのはどのような物がありますか。

○比嘉隆環境整備課長 いわゆる産業廃棄物等で廃木材や焼却灰でありますとか、離島に処理施設がないという廃棄物が処理困難物と言えるかと思います。

○奥平一夫委員 そういうものは、現在は離島などの地域でそのまま置かれているのでしょうか。

○比嘉隆環境整備課長 離島で処理ができない廃棄物等については、沖縄本島に輸送をして処理するという方法がとられていると思います。

○奥平一夫委員 これは県の支援を得てやっているのでしょうか。それとも、市町村の責任でやっているのでしょうか。

○比嘉隆環境整備課長 基本的には市町村ということになると思います。

○奥平一夫委員 例えば、農業用のマルチングなどありますよね。あれでも離島ではなかなか処理ができないということで、一年分とかをまとめて沖縄本島へ送って処理してもらっていると。それは市が助成をしたりということでやってはいるのですけれども、かなり厳しいのかなと思います。今、処理方針に書いてありますように「処理・回収についても、必要な助言等を行うことを考えている」という非常に回りくどい処理方針になっているのですが、これはどういうことですか。

○比嘉隆環境整備課長 例えば、自動車リサイクル法等でそれを運搬する際に助成する仕組みがございますので、そういう制度を利用してくださいというときに助言をしていこうということでこの処理方針を書いております。

○奥平一夫委員 運搬については、5年、10年も前からいろいろ議論もされてきたと思いますし、県の支援も結構あったような気がしますが、県の支援などはないのでしょうか。

○比嘉隆環境整備課長 自動車リサイクル法に限ってですけれども、かつて放置車両があった際には県の支援があったと思いますが、自動車リサイクル法ができてからは県の支援というものはございません。

○奥平一夫委員 わかりました。ぜひ、財源も非常に厳しい離島や僻地ではこのような廃棄物の処理というものができないこともたくさんありますし、それからそれを運搬する際の運賃もかなりの経費がかかりますし、非常に厳しいことがありますので、その辺はぜひ御理解いただいて助言をするということではなくて、支援をするということに置きかえてぜひ検討してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○當間秀史環境部長 原則的なお話をさせていただきますと、この一般廃棄物については市町村で処理をするということがありまして、市町村で、例えば焼却施設がないというところについてはどうしても圏外に出さざるを得ないということで、今回、我々としてはごみの広域化など運搬ルートの開設を探ってみようということで委託をしているわけです。とりあえずこの事業は平成26年度もまだ継続してやっている事業なので、その全体的な結果を踏まえた上で県として何ができるのかは考えさせていただきたいと思えます。

○奥平一夫委員 よろしくお願ひします。

沖縄市のごみ山についても本当は質疑をしたいのですが、嘉陽委員がほとんどやっておりませんので、領海侵犯をしたら困りますので、1点だけ聞かせてください。

21ページ、陳情平成25年第123号。処理方針の中ごろに、「これまでの結果では同処分場の周辺4カ所でヒ素等の基準値超過が確認されているほか」—これは新しい処理方針ですね。「下流域である民間井戸1カ所でホウ素の基準超過が確認されています。」となっているのですが、この最近の2月24日の継続のものについてはホウ素が見つかったということも全然報告がないのですが、この下流域で調査をしてホウ素が新たに確認をされたという認識でいいですか。

○比嘉隆環境整備課長 ホウ素につきましては、昨年1月から調査をしておりますけれども、検出されております。

○奥平一夫委員 わかりました。いずれにしましても非常に厳しい現状があるようですので、しっかりこの取り組みをやっていただきたいと思っています。ことしの8月には改善命令の結果というものが出てきますよね。これについて、例えば責任を履行できなかったということになったときに、そのようなことは余り聞きたくもないのですが、どういう姿勢で臨もうとしているのか、決意だけ聞かせていただいて終わります。

○當間秀史環境部長 今おっしゃられた8月というものは、8月31日までに改善をしていただきたいということで県から発した命令のことだと思うのですが、これについては7月段階なので今後その事業者がどれだけ改善をするのかということがまだ見えていないのですが、基本的には我々としては改善命令はきちんと遵守していただきたいという姿勢で臨みます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 15ページ、陳情平成25年第50号の4と18ページ、陳情平成25年第98号と関連しますので一括して質疑を行います。捨て犬、捨て猫を未然に防止する必要があるということで、処理概要も見ているのですが、我々は土木環境委員会で動物愛護管理センターへ視察に行きまして、18ページの陳情の2番目の部分、「譲渡対象動物の制限を撤廃し」と。その前はやはり規則にのっとって動物愛護管理センターはやっていたと思います。我々の視察後にその処理概要の①がつけ加えられたと思うのですが、そう認識してよろしいのでしょうか。これはたしか2月に処理概要をつけ加えたのですか。去年動物愛護管理センターに行くまではこの概要ではなかったと思うのですが。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 委員がおっしゃるとおり、前回加わっているということでございます。

○中川京貴委員 陳情がありまして土木環境委員会で現場視察を行ったときも現場には現場の苦勞、またボランティア団体もぜひ規則だけではなくて1頭でもできる限り殺処分をしないでボランティア団体を通して殺処分を未然に防ぎたいという思いがあったと思うのですが、実際この処理概要の後どうなりましたか。どういう対策をとったのか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 具体的にはまだ団体からこれを全部引き渡してほしいというような趣旨の要望はまだ出ていないと聞いております。我々はその団体からそういう申し入れがあれば、相談に応じる形で対応していきたいと考えております。

○中川京貴委員 ちなみに、この動物愛護管理センターの総管理予算というのは幾らでしたか。これは調べておいてください。なぜそのような質疑をするのかというと、我々が動物愛護管理センターへ視察に行った後に全国放送でやっていました。動物愛護管理センターと共同でその動物の引き渡しをするようになってから3分の1に減ったと。やはり動物はかみつく癖、病気を持っているなどいろいろありまして、規則にのっとって譲渡できないということでありましたけれども、その動物愛護管理センターと共同でボランティア団体の皆さん方が一緒に指導をすることによって殺処分が3分の1に減りましたし、コストダウンもしているというテレビ放送がありました。そういった意味では、コストダウン、また動物愛護管理センターの職員も大変だと思っております。そういった意味では、ボランティア団体とのコミュニケーションが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 年間の引き取り数については、犬で3500頭ほど、それから猫で4200頭ということで猫が多くなっています。それを我々は最終的に引き取り手がいない場合に殺処分をするのですが、できるだけ里親を探そうということで一定の期間を里親探しということで譲渡会をしたりいろいろとやっているところでございます。例えば、犬の場合ですと約1割、3500頭のうちの350頭ぐらいが年間譲渡されていますということで、基本的には1割ぐらいしか譲渡されていなくて、残りは殺処分に回っているというのが現状でございます。逆に猫の場合は、4200頭のうちから150頭ぐらいしか引き取り手がいないということで、約3%ぐらいと非常に少ない状況になっているところでございます。ただ、我々も先ほど言いましたように、里親探しについては具体的に動物愛護管理センターの譲渡会だけではなくて、地域のボランティアの皆様、いわゆるボランティア団体との連携をしながら彼らを通す形での譲渡というものもシステムとして行っております。ちなみに、このボランティア団体を通しての譲渡が約7割ぐらいで、実際にはそのボランティア団体を通しての譲渡のほうが多いというのが現状でございます。犬の場合は7割で、猫の場合は2割、3割と落ちはしますけれども、ボランティア団体の機能というものは十分効果があると認識はしております。

○中川京貴委員 15ページ、18ページにもあるように、県は捨て犬、捨て猫という基準は一つでやっていると思うのですが、例えば、野犬を捕獲しますよね。そして、地域の住民から苦情があれば自治体が捕獲をして県の動物愛護管理センターへ持っていくと。猫の場合は、地域住民から苦情があった場合には自治体がこれを捕獲できますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 委員がおっしゃるとおり、犬については狂犬病予防法というものがございまして、それに基づいて野犬といいますか、捨て犬等を捕獲することができるということになっております。ただ、猫については具体的にそれを捕獲することができる法律がございませんので、実際には捨て猫、捨て犬、主がいないというものに対して引き取ってほしいということで、保健所ですとか、動物愛護管理センターのほうに持ってきてもらうということが一般的になります。犬の場合には、先ほど言いましたように、この犬は要りませんからということで持ってくる場合と、逆に野犬になっているものを捕獲することもできるということでございすけれども、猫についてはおっしゃるとおり法律がないということで、それが今課題になっています。ヤンバルについては、先ほども申しましたように、3村については条例をつくってそれを管理する方法になっていると。ただ、その他の市町村は条例を持っておりません。今年度から地域猫活動ということで、猫はどんどんふえていきますので去勢をしてふやさないようにすると。そして、その寿命の間は飼ってもらおうということで地域の皆さんがそれぞれ役割を分担して、餌場はこうしましょう、トイレはどうしましょうということで、地域と連携をとりながら動物愛護管理センターが去勢をして注射を打つという活動を今年度から推奨して進めているという状況でございす。

○中川京貴委員 確認なのですが、先ほど犬と猫の割合で犬のほうが三千何頭でしたよね。猫のほうは4000頭ですけれども、犬の場合は今は持ち込みを拒否していますよね。要するに、野良犬として自治体が判断したものに対して捕獲して保健所に持ってくると。しかし、犬の持ち込みは今拒否していませんか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 犬についても持ち込みの場合と捕獲する場合の両方ございす。ですから、持ち込みを拒否しているということではございせん。

○中川京貴委員 では、この猫の4000頭は主が全員持ち込んだということで理解していいのですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 基本的には勝手に捕獲することはできませんので、野良猫みたいにどんどんふえたものを地域の人たちが主がいらないから引き取ってほしいということで持ち込まれた猫になるということでございます。

○中川京貴委員 これは県条例をつくれれば捕獲はできますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 内容をもう少し検討してみないとわかりませんが、今我々の記憶では、全国でも猫の捕獲できるような条例というものは特に聞いてはおりません。

○中川京貴委員 環境部長にお聞きします。県は一括して犬猫として定められていますが、やはり今説明を聞いたとおり犬猫としての処理ができない部分も出てまいります。それについて今後どう取り組んでいくのか、お願いします。

○當間秀史環境部長 先ほど話がありましたように、猫につきましては捕獲する法律も条例もないという世界の中で、まず条例化というものがどういうことになるのかというものもやはり検討してみないといけないのだろうと思います。当然、おっしゃったように、各地域では猫に関する苦情がかなり出ているところではございますので、今後このあたりの対策について、ほかに先進県として何かできているところはないのかについてはしばし研究させていただきたいと思います。

○中川京貴委員 この件についてはよろしくお願ひしたいと思います。もう一つはハブも含めて動物愛護管理センターによく連絡が来るとは思いますが、ハブとタイワンスジオの捕獲の割合はどちらが多いですか。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、環境部長から、その分野は保健医療部の所管であるとの説明があった。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 以上です。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 引き続き猫について。地域猫活動というものがありますよね。沖縄県で取り組んだ地域があると聞いておりますが、それはどこですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 先ほど申しましたように、今年度スタートしたシステムで、まだ具体的に地域を指定して具体的にそこをやるというものは今ございません。それで各市町村のホームページ等にアップをしてもらって、そういうことで県のほうで取り組んでおりますというPRをしている状態ということでございます。

○新垣清涼委員 石垣島で「さくらねこ活動」ということで取り組みをされていると聞いています。地域猫なのですが、去勢をした猫については耳をカットして、このカットの角度が桜の花びらに似ているということでそのような取り組みをしていると聞いていたのですが、地域猫活動についてももう少し詳しく、例えばどういう取り組みをしたのか、要するに去勢などのシステムについて教えてください。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 地域猫活動につきましては、先ほども申し上げたのですが、猫の場合は餌やりをすると、実際に餌をやる人は餌を上げるだけで後の管理は全くしないと。可愛がるといいますか、餌だけを与えて逃げるといった人がたくさんおまして、そしてそこに猫が集まってくる子供がふえていって、管理ができなくなっていくって、ふんやごみを荒らすということで非常に地域の環境が荒れるという状況になっているところでございます。我々としては、先ほど申しましたように、猫自体を捕獲することもできないということでございますので、そこで地域が一体となって管理をしますということで市町村を通して我々のほうに申し出をすれば、我々は動物愛護管理センターと一緒にこの餌やり場はこうしましょう、餌はどこでどうしましょうということによって、先ほど言いました人の庭に行ってふんをする

とか、ごみを荒らすということがなくなると。また、基本的にはこの代で終わらさないといけませんので、動物愛護管理センターで去勢を行って、ワクチンも打って、その代で終わらすような管理をしようということを進めているということでございます。それに当たっては、市町村を通して申し込んでいただければ、我々のほうで具体的に動物愛護管理センターも含める形で、どのような形で進めたほうがいいのかということも含めて相談をしながら対応していくというシステムになっております。

○新垣清涼委員 この地域猫活動というものは、おっしゃるように、この代で終わらすということは大事だと思います。そういう意味では、捕獲はできないと言いますが、やはり捕獲をして、そしてそのような手術を施して、そしてもといた場所に返してあげることによって先ほど言いました捕獲に当たらない、法に触れないようにして返すことによって、その猫たちがそこで一生を終えることができる。恐らくこれが趣旨だと思います。そういう意味では、今募集で来るのを待つのではなくて、苦情の多い地域をまず県が指定をしてそこに取り組みをさせる。そして、それから広げていけば、離島の石垣市で「さくらねこ」の話聞いたものですから、ああいう離島はとても取り組みがしやすいと思います。でも、沖縄本島だとかなり広いですが、一番苦情の多い地域を先に指定をしていくという取り組みをしてほしいのですが、その辺はどうでしょうか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 先ほど申しましたけれども、まさに今年度からスタートした事業ということで市町村の広報誌、それからホームページでもアップしてほしいということで一生懸命取り組みをしております。委員御指摘のように、もしそういう地域が少しでもありましたら、それからそういう情報がありましたら、こちらからも相談を持ちかけて前向きな形での調整をさせていただきたいと考えております。

○新垣清涼委員 県の支援としてどのくらいの予算を持っていらっしゃるのか。これは手術をするために予算がかかるとは思いますが、全部動物愛護管理センターでやるのか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 まさに今スタートした事業でモデル的にこういう形をやろうということでやっております。今申し込みのある分については、100も200もあるとは考えていないですが、基本的に地域から申し入れのある分については動物愛護管理センターで無料で一応処理をするということに

しておりますので、基本的にはそのような申し込みがあった場合には地域のほうには負担にならないと。ただ、そこの地域で管理をしてもらいますので、餌代を行政から支援するというのではなく、地域の中で餌代等については負担をしてもらいます。そして、その一定程度の管理をしてもらうということになりますけれども、去勢等についての費用はかからないということでございます。

○新垣清涼委員 餌代については、好きな人たちが例えば公園などに行って餌を上げています。ですから、それは補助する必要はないと思います。ただ、やはり3万円とか幾らとかかかるという話を聞いていますので、そこを本当に県のほうでやっていただくのであれば、これはもっとPRをすれば今の4500頭もの猫が殺処分ではなくて、きちんと一生を終えるような形になると思いますので、ぜひもっとPRをして取り組んでいただきたいと思います。

あと1点。22ページ、陳情平成25年第148号、新設の基地環境特別対策室についてですが、去る5月31日未明の2時半ごろ、普天間米軍基地内で何かを燃やしていることがあったのですが、そのことについて把握していますか。

○當間秀史環境部長 把握しておりません。

○新垣清涼委員 5月31日の未明2時半ごろですけれども、これはいろいろ後で聞いてみたら消火訓練をするということで、米軍のほうから宜野湾市のほうにも、消防にも連絡があったようです。しかし、共同訓練をしようとしたら宜野湾市は夜中でしたらいいということで断ったようですが、夜中の2時半ごろ私にメールが入っていて、焦げにおいがして窓から見ると炎が見えると。その写真をまだ携帯に持っていますが、写真を見たら火事かと思うぐらい炎がありました。これは基地内ですが現場で何が起こったのか、特にこういったことを皆さんは米軍に対して環境問題についてそのような部署を設けたので、何かあれば連絡してほしいという申し出はされているのでしょうか。

○當間秀史環境部長 基地環境特別対策室が今年度発足したわけですがけれども、発足した内容等々につきましては沖縄防衛局には既に説明はしてあります。

○新垣清涼委員 米軍のほうにはどうなっていますか。

○當間秀史環境部長 米軍につきましても、海兵隊、空軍には趣旨を説明してございます。

○新垣清涼委員 例えば消火訓練であったとしても何が燃やされているのか、そういったものは事後でも報告がないと困るわけですよ。住民からは焦げ臭いにおいがしたということなのですが、以前は灰らしきものが燃やされていたのです。これは夕方とか朝早い明るい時間帯でしたので煙が私たちのところから見えました。その灰が住宅地に飛んできて、洗濯物がとにかく真っ黒くなったということがありました。ですから、その燃やされていたものは何だったのかということがあるのです。消火訓練と言えども聞こえがいいのですが、そういう意味では何が燃やされているのかということが非常に気になるころなので、ぜひその辺についても調査をしていただきたいと思いますと思うのですが、どうでしょうか。

○當間秀史環境部長 なかなか直接的には我々としても難しいところではあるのですが、知事公室とも連絡調整をしながら把握するということになるろうかと思えます。

○新垣清涼委員 基地環境特別対策室になっているものですから、基地に関するそういった環境を壊すようなものについてはしっかりと取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。最後に決意をお願いします。

○當間秀史環境部長 基地環境特別対策室を発足した大きな理由というのは、今後返還される土地の環境浄化の問題でありますとか、現に今使用されている基地の使用履歴でありますとか、そういう問題について押さえようということで設置したところでありますけれども、そういうことを踏まえつつも現に今基地の中でどのような環境問題にかかわるような事案が起こっているのかについては、しっかり把握していきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序及び方法などについて協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第4号議案沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なしなし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情53件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について協議し、別紙日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣良俊